

令和4年

三重県議会定例会会議録

(3月4日)
(第7号)

第7号
3月4日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第7号

○令和4年3月4日（金曜日）

議事日程（第7号）

令和4年3月4日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎

11	番	下	野	幸	助
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	野	村	保	夫
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	村	林		聡
31	番	小	林	正	人
32	番	服	部	富	男
33	番	谷	川	孝	栄
34	番	東			豊
35	番	長	田	隆	尚
36	番	奥	野	英	介
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
42	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	舘	直 人
欠席議員	1名		
12	番	田 中	智 也

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		坂 三	雅 人
書 記 (事務局次長)		畑 中	一 宝
書 記 (議事課長)		前 川	幸 則
書 記 (企画法務課長)		小 野	明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)		大 西	功 夏
書 記 (議事課主査)		辻	昌 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		一 見	勝 之
副 知 事		廣 田	恵 子
副 知 事		服 部	浩

危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	長 江 正
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅

代表監査委員
監査委員事務局長

伊藤 隆
紀平 益美

人事委員会委員
人事委員会事務局長

降旗 道男
山川 晴久

選挙管理委員会委員

富永 健

労働委員会事務局長

中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。13番 藤根正典議員。

〔13番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○13番（藤根正典） 皆さん、おはようございます。熊野市・南牟婁郡選挙区選出、会派新政みえの藤根正典です。

本日、一番手として登壇させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

3月2日、三重県議会は、ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議案を全会一致で可決しました。2回目の交渉という中で、避難者への人道的な回廊の合意があったというようなニュースはありますけれども、人権をじゅうりんし、命をないがしろにする。そういった戦争というものを一刻

も早くやめていただきたい。早い停戦、そして解決に向けて、世界中から、引き続き、反戦、平和の声を、抗議の声を上げていかなければならないと思います。

また、2日には一見知事から、まん延防止等重点措置の延期は行わない旨発表がありました。しかし、まだまだ先行き不透明な中で、収束に向かわせるためにも、引き続きの対策をみんなで取り組んでいく、それが大事だと思っています。

改めて、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、心からお悔やみ申し上げますとともに、療養中の方々に心からのお見舞いと一刻も早い回復をお祈りしたいと思います。

そして、厳しい状況の医療の現場ではもちろん、それぞれのお仕事で日々対応いただいている全ての皆さんに心からの敬意と感謝を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

今日は、持続可能という言葉を意識しながら、3項目について質問しますのでよろしく願いいたしますという意味で、（現物を示す）SDGsのバッジをつけてまいりました。これは尾鷲ヒノキで作ってありまして、地元の皆さんが、地域でもそういった取組に関わりたいというような思いを込められております。そしてもう一つ、（現物を示す）那智黒石のピンバッジもつけさせていただきました。地域おこし、地域づくりというような意味で、熊野市特産の那智黒石が、松阪市のジュエリーデザイナーの花本さんという方がデザインしたバッジでございまして、こういったものも少しでも地域のためにということであつながつていけばいいなと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。

まず、持続可能な地域づくりに向けて、市町との連携による中山間地域を含めた地域づくりについて伺います。

中山間地域が国土の7割を占める我が国、1次産業を中心に社会と経済が成り立ってきました。

しかし、人口減少及び少子・高齢化の進行は止まらず、担い手不足は深刻で、特に、中山間地域では様々な課題が顕在化し、これまで何とか継続してきた活動が次第にできなくなり、地域コミュニティの維持さえままならない切実な状況を聞かせていただいております。

2014年、平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行され、東京一極集中を是正し、地方創生の政策が始まりました。地方創生は、地方の社会の在り方の変革にも関わる重要な政策として、その進展を注視してまいりました。

2017年、平成29年2月28日には、中山間地域のコミュニティの維持について質問をさせていただきました。豊かな自然を生かした交流促進、農地保全に向けた共同活動などを通して、中山間地域のコミュニティが維持され、地域活力が向上するような取組を進めていること。4か所の中山間地域で住民参加型のワークショップを開催してきたこと。今後、コミュニティ活動を担う人材育成、住民間のつながりづくりを促進するみえのみらいづくり塾開催事業を新たに開催することなど、市町との連携を大切に取り組んでいくと、当時の地域連携部長を務められていました服部副知事から御答弁をいただきました。この5年間の地域づくりの取組はどのようなものだったのでしょうか。

この2月8日、紀南地域活性化局主催の東紀州人材養成塾が開催され、四日市大学学長の岩崎恭典先生の講演を拝聴しました。テーマは、人口減少を迎えた社会での地域リーダーの在り方というものでした。

講演では、人口増と経済の右肩上がりの時代、その時代の戦後昭和の価値観から、人口が減っていくという経験したことのない時代の峠に立っているという自覚を持つこと。その峠に立っている私たちは、人口減少社会に生きていかなければならない次の世代、2000年以降に生まれた若者たちのために、変えるべきことを変えていかなければならないこと。今、顕在化している課題を的確に解決するための、青年、壮年、高齢者、そして女性など、多様な住民参加による地域の自主的活動が必要であることなど、地方自治の在り方

と住民組織の在り方、住民の地域への関わり方について語っていただきました。改めて、地域社会、中山間地域を含めた地域の今後について考える機会となりました。

みえ元気プラン（仮称）（概要案）においては、持続可能で元気あふれる地域社会を実現するため、県と市町との連携を一層強化し、県民の皆さんと共に地域づくりに取り組んでいく必要があるとあります。もちろん、中山間地域に限定した地域づくりという視点ではありませんが、これからの中山間地域を含めた地域づくりについては、持続可能と元気、そして市町との連携がキーワードだと読めます。

これまで取り組んできた地域づくりはどのようなものだったのか、お聞かせいただきたい。あわせて、県として、これからの地域づくりをどのように進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** それでは、地域づくりにおけるこれまでの取組と今後どのように行うのかについてお答えをさせていただきます。

県では、中山間地域等を対象に、平成29年度から令和元年度までの3年間、コミュニティーの活動を担う人材の確保に向けて、地域づくりに関する講義であったりとか、ワークショップなどを行うみえのみらいづくり塾を開講いたしました。これは市町と連携して行ったものなのですけれども、これまでの取組の成果というか、13市町から36地域、108名に受講していただいた上で、受講生が中心となり、その後、地域の課題解決に向けた取組が行われているところでございます。

それで、一方なのですけれども、人口減少や高齢化の進行に伴うコミュニティー機能の低下であったりとか、地域の機能が低下しているというのは、もはや中山間地域だけではないというようなことも含めまして、市街地であったりとか、あるいは大規模住宅団地など多くの地域における共通の課題となりつつあるのかなと考えているところでございます。

そういう中、令和2年度以降なのですけれども、住民が主体となったコ

コミュニティーづくりであったりとか地域づくりを、中山間地域に限らずより多くの地域に広げていくよう取り組むこととしまして、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組みなども活用しながら、持続可能なコミュニティーづくり推進事業として、地域づくりの推進に向け取組を行っているところでございます。

それで、みえのみらいづくり塾などのこれまでの取組を通して見えてきた課題といたしますか、地域の課題解決に向けた取組が始まるなどの成果があることはあるんですけども、その一方で、若い世代の参加が、多くは必ずしもなかったというようなこともありまして、多くの市町や地域づくりに取り組む人々から、地域づくりに若者の参画を促すにはどうしたらよいかというような声が寄せられていたところでございます。そのため、私どもとしましては、地域づくりに関心を持つ若者を対象にオンラインイベントの開催等を通じて、若者同士のネットワークづくりに取り組むこととしています。それで、若者の地域づくりへ関心があっても、なじみのない地域、またはコミュニティーで参画を促すためには、短期間の中でなかなか成果が出るものではないんですけども、若者同士のネットワークによる若者相互の意識の醸成であったりとか、興味、関心をベースとして、その活動が徐々に広がる中で、地域課題の解決に向けた活動へと移行、広がりを見せていければいいのかなと考えたところではありますけれども、そのような取組を促すようなことを現在しているところでございます。

そういう中、今後も県としましては、地域づくりに取り組む多様な主体の一つとしまして、これまで以上に市町であったりとか、地域の関係団体の方々と連携した上で、地域の実情に応じた持続可能な地域づくりに取り組む必要があるのかなと思っております。

それで、先ほど、議員のほうからお話しありましたがけれども、四日市大学の岩崎先生の、私も、2月に開催されたのはオンラインではあったんですけども、拝聴をさせていただきました。あの取組の一つは、その地域の紀南地域活性化局等から本庁のほうの南部地域活性化局の連携等で行ったみたい

な話なのですけれども、ああいう取組が、地域機関9か所ありますので、広がりが出れば、それぞれ、それぞれ地域に応じた一律でない支援が、県としてもできるのかなと考えているところでございます。

そういう中、4月からなのですけれども、本庁の地域支援課の名称を地域づくり推進ということで地域づくり推進課としますけれども、その地域の実情に応じて、支援であったりとか、推進であったりとか、そういうことをいろいろ組合せの中でやっていければなと思っていますので、これからもその取組を引き続きやっていきたいと思えます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

3年間のみえのみらいづくり塾の成果、課題、それを把握した上で、今、中山間地域に限らず、県下それぞれの地域の地域づくりに課題があるという認識の下で、若者とのネットワークを基に地域づくりを進めていきたいと、引き続きやっていただくという御答弁をいただきました。

今、部長が言っていたように、地域づくりというのはまさにこれから多様性が求められると思っています。市町の立地条件にもよりますし、その中で集落とかコミュニティーの立地条件がまた違ってきますし、あるいは居住する住民の皆さんによっても状況が違ってくるとしています。地域づくりの形というのは、本当に多様性に富んだものとしていかなあかのじゃないかなと思っています。

地域と市町の実情に応じた多様性に富んだ持続し続けられる地域づくりというものを、引き続き市町の状況を把握していただきながら、連携して取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

続いて、持続可能な地域づくりに関わる2点目の質問として、移住促進による地域づくりについて伺います。

これまでも、地方創生の流れの中で、移住の促進が全国的に取り組まれてきました。ええとこやんか三重移住相談センターを中心とした取組などにより、三重県への移住も増えてきています。パネルを見ていただきますと、

(パネルを示す) これ、知事が説明に使われる資料ということなのですが、令和2年度の移住者が514人いらっしゃったということで、右下のグラフを見れば、年々移住者が増えているといったような状況が見えます。また、(パネルを示す) 移住のきっかけ、三重県に決めた理由、移住後の生活基盤といったようなところでも、三重県の担当の方がしっかりと相談に乗っていただいていると、そういったところも見受けられるのかなと思っております。これは、(パネルを示す) これも県外からの移住者の方の内訳ということで、それぞれの県や市町の制度を利用させていただいたり、空き家バンクを利用されていると、あと移住先についても県下各地、ここというところはあれですけども、分散するような形も見えるのかなと。ただ、その中でも伊賀地域であったり、中南勢地域が多いという状況がありますし、移住前の地域としては近畿地方が多いというような状況も見受けられると思っております。

三重に移住された皆さんに感謝しますし、ぜひ末永く暮らしていただけたらと思っております。

県とは、把握した方法が異なりますので、ちょっと数字は若干違うと思いますが、紀南地域においても、令和3年度、熊野市で27人、御浜町で34人、紀宝町で42人がそれぞれ町外から市外から移住されたということです。

そのような状況で、令和4年度当初予算として、移住促進を通じた持続可能な地域づくりに取り組むとあります。県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流促進、それから移住者や地域の方と一緒に地域づくりに取り組む人々の育成といった内容が記述されておりますが、これまでの移住促進についてどう評価されているのか、そして、今回、持続可能な地域づくりにも寄与する移住という視点についてどう考えていらっしゃるのか。さらに、選ばれる三重へとといったような新たなアプローチについてどう考えてみえるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長(山口武美) それでは、移住の関係についてお答えさせてい

ただきます。

県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数ですけれども、平成27年度以降、毎年毎年、前年度より増えているという状況でございます。6年間の累計で1900人を超えるなど、一定の成果が出ているものかなと考えているところでございます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域における担い手不足など社会的な活力の低下が懸念されているところでございます。また、移住していただいた方が県内に居住いただいて終わりではなく、先ほど議員からもお話しありましたけど、末永く暮らしていただくことが大切であり、移住者と地域の双方にとって望ましい移住となることが重要と考えているところでございます。そのため、以前6月定例会月会議だったと、津村議員のほうからも御指摘いただいたんですけれども、定住されなかった方、そのような方の原因分析等もという話をいただいた中で、私どもそういう課題認識をしていますけれども、全ての移住者の動向を把握することはなかなか困難ではありますけれども、市町との担当者会議であったりとか、研修の場であったりとか、いろいろな機会を利用して、定着がかなわなかったケースの把握、共有に努めているところでございますけれども、その解決策に向けた意見交換なども現在行っているところでございます。そうした中、課題認識を踏まえまして、移住者、それから、地域住民、地域の未来にとってそれぞれ望ましい三重よしとなることを目指して、今、移住促進を通じた持続可能な地域づくりという新たな視点を組み入れて取り組みたいと考えています。

具体的な新しい取組ですけれども、県外の若者が、県内で地域づくりに取り組む人々との交流や地域づくりの現場体験を通じて、三重との関係をつくり、地域での活躍の場を見つけていただこうかなと思っています。また、受入れ側においても、移住者のサポートだけでなく、地域づくりにも取り組む人を増やして、その人材のネットワークを通じて、県全体の受入態勢の充実を図ればなどと考えております。ただ、これも移住される方も思いいろいろですので、こちらからの押しつけでなくて、当然、意を酌ませていただいた

上での取組かなと理解しているところでございます。こうした取組を通じて、地域での活躍の場を求めている若者の移住につなげまして、今後は、移住した若者が地域づくりに取り組んでいただくことで、持続可能な地域づくりにつなげたいと思っております。それは、先ほどの答弁とリンクするところでございますけれども。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、地方移住への関心が高まる中、本県が移住希望者から選ばれる地域となるため、さらに戦略的に取り組む必要があると認識しています。そこで、これまでの本県への移住者の傾向であったりとか、今後、本県を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、注力するエリアであったりとか対象を明確にした取組を展開していくことを考えております。具体的には、関西圏、それから中京圏、地理的に近く心理的な親近感があるなど、そういうことも含めて、また、大阪・関西万博の開催であったりとか、今後はリニア中央新幹線の開業などが契機に、人や仕事の流れを取り込むチャンスがあるのかなと思っておりますので、同エリアにおいて相談会やPRの充実なども図っていきたいと思います。ただ、これも、いろいろ状況が変わりますので、本当にそういうところなのかということは注視していく必要があるかと思っておりますけれども、そういうことも考えているところでございます。

また、テレワークなど転職なき移住という企業の新たな動きに対するアプローチとしまして、県内に事業所を有する企業の本社勤務者などに向けて、三重での暮らしに関する情報の発信やええとこやんか三重移住相談センターの紹介などを行います。こうした数々の取組をはじめ、市町との連携により、引き続ききめ細かな相談対応や積極的な情報発信を行うことで、本県への移住促進につなげてまいりたいと思います。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁ありがとうございます。

三重県をせっかく選んでいただいて、地域に溶け込んで暮らしていただくのはもちろんありがたいことですが、押しつけにならないようにとい

う答弁もいただきました。やはり、うまくコーディネートしていただいて、進めていただくことが大事かなと思っています。

私も、令和2年11月にちょうど総務地域連携デジタル社会推進常任委員会が、県内調査で御浜町の移住サポートデスクここテラスを選んでいただきましたので、同行させていただいたんですけれども、しっかりと若い人たちが活躍する場として、そして移住者が地域とつながる場として、活動されているということもを見せていただいて、やはりそういった場で交流が進んでいくことが大事なのかなと思わせていただいております。この取組については、私、そんなに余裕はないという、特に中山間地域のイメージを持っていますものですから、10年先を見越した県政展望である強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）であったり、あるいは、みえ元気プラン（仮称）の5年間の計画であったりといったところの期間が重要な期間になるのかなと思っております。ぜひ、持続可能な地域づくりについて、今後どう進めていかれるのかという知事の思いをお聞かせいただけたらと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 地域づくりは、議員から御指摘のようにとっても要素がたくさんあって、多様性、様々な議論があるものやと思っています。

一言では言えませんが、一つは地域づくりってやっぱり人づくりではないかなと私は思っております。そのために、市町も努力をされていますし、県も一緒になって努力していく必要があると思っています。

今回、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）で御説明させていただきましたけど、県民とつくる強じんな美し国というのが一つの大きなテーマでありますけれども、県民が安全・安心に豊かさを実感しながら暮らしていける地域を県民の皆さんと一緒に実現していきたいと考えているわけです。地域づくりは、ビジョンの10年間、さらにみえ元気プラン（仮称）も5年間、この期間だけで終わる話ではないと思っています。ただ、議員から御指摘のように、今からやっていかんともう間に合わん、もう間に合わんというのも事実やと思います。現在の世代だけではなく、次の世代も含めて、

今の子どもたち、この世代も含めて、長期的な視野に立って、そやけど、なるべく早く手をつけてやっていくというのが重要と思っています。

基本は、市町が地域づくり、しっかりやっていただくということになるんですけど、やっぱり市町だけではなかなか難しいところもあると思っていますので、そういうときは県も積極的に主体となるように、我が事感を持って、市町と協働して進めていく、こういう時代ではないかと考えておるところであります。

県が持っている広域性やとか、専門性、機動性を發揮して、例えば、ほかの県の先進的な事例、これは市町だけではなかなか情報収集は難しいところありますので、そういったものを調査・分析をして、市町の皆さんと共有する、これも一つのやり方やと思いますし、仮に市町だけでは進めることができないようなものがあつたときに、県も一緒になって実証実験をやっていきましょうか、そんなこともやっていかなあかんかなという思いを持っているところでもあります。

移住についても御指摘をいただきました。

人口減少対策の大きな要素でありますので、選ばれる地域に三重県がなつてかないかんということでありまして、今、各地域、相当頑張つていただいでいまして、東紀州地域もかなり今の人口の比率から言うと、多くの方に移住していただいでいると思います。これからも、その成果をさらに大きなものにしていかないかんと思っています。そういう意味では、移住も大事ですし、先ほど部長が答弁しましたけど、定住していただくというのも非常に重要ですし、さらには安心してそこに住んでいただくという意味で、そういう意味での安住というのですかね、定住、安住、それも非常に重要なことやなと思っていますので、これから人口減少対策を県全体で、県庁全体で考えていくときに、そういった要素も盛り込んで考えていきたいと思っています。また、人々の生活も、新型コロナウイルス感染症でも変わつてきていますし、時間がたつて労働時間が大分短くなつてきています。そういう意味では、地域での生活時間が長くなつてきていますので、そこで、ほかの周りの方々と

一緒に過ごしていただく時間というのは、これは若い人に増えてくると思っています。例えば、消防団やとか水防団、これ、人がなかなかいないんですけど、これから若い人が時間ができてきたら、そういう活動にも入っていただけのように促していくということも大事やと思っています。私も地域に出向きまして、なかなか新型コロナウイルス感染症で行けていないんですけども、なるべく早く行きまして、地域の声を聞きながら、市町と連携して持続可能で元気あふれる地域社会をつくっていきたいと考えているところであります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 知事、ありがとうございます。

最後に言っていただきましたけれども、それぞれの市町の状況というものを、現状、課題、肌で感じていただいて、地域づくりに取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、二つ目の質問として、持続可能な三重県農業の振興に関わって、2点質問させていただきます。

まず、農地集積に向けた担い手の支援について伺いたいと思います。

今、全国各地で農地の面積の減少と耕作放棄地の増加が進んでいます。紀南地域においても、水稻やかんきつ栽培において、高齢化とともに耕作放棄地、休耕地が増えています。（パネルを示す）これ、資料ですけれども、これは荒廃農地の面積の推移ということで、県、そして熊野市、御浜町、紀宝町から資料をいただいてまとめさせていただきました。年々、耕作されていない農地が増えているという現状を見ていただけるかなと思っています。すみません、違いましたね。（パネルを示す）これが荒廃農地の面積推移です。

そんな中で、（パネルを示す）これ、農地集積です。請負も含めて農地集積がどう進んでいるかという表なのですが、年々農地集積の率が上がってきているという状況にあります。熊野の管内においては、まだ県の平均よりも若干低いというような状況にあります。続きまして、（パネルを

示す) これは三重県内の農地集積の率の状況ですけれども、やはり平野部の多い北中勢地域については、集積が進んでいるというようなところが見受けられます。伊賀地方もそうです。それに対して、南部のほうは集積がまだなかなか進んでいないと、これは土地の状況もあるのかなと思っております。次の(パネルを示す)3枚、航空写真ですけれども、これ、私の住んでおります相野谷川の流域になります。紀宝町役場の資料を了解いただいて使用させていただいておりますが、緑色、黄緑色のところは水田、あるいは果樹園、あるいは畑といったような形で、今もまだ耕作されているところですが、緑色じゃないところ、赤とか青いところ、茶色いところは荒れてきているという状況のところでございます。これが相野谷川の一番下流のところになります。(パネルを示す)次も、これはその上流に当たりますけれども、山の中にある赤いところは、既にもう杉の植林などが行われているというようなところでございます。先ほどよりは、やはり耕作放棄地のところが増えてきているかなと思います。最後、(パネルを示す)これ、一番奥になりますけれども、やはり同じような状況がありまして、今、3枚見ていただきましたけど、3枚の農地なのですが、かなりの面積が、受け手をお願いして耕作していただいているという状況になっております。それを知っていただきたいのと、蛇足ですけれども私の家はこの辺りです。

農業が難しくなった農家にとっても、荒らさずに農地を守りたいという思いは強いです。何とか耕作してもらえる人を探します。耕作の受け手の人も同じ思いを持って、かなりの面積になっても農地を守ろう、地域の農業を守ろうと頑張っているんじゃないです。私が教員時代に関わった人の中にも、30代、40代の経営者として農地を請け負い、地域農業の担い手として信頼されて活躍している人が何人もいます。しかし、日本人の食生活の変化による米の消費量の減少とか、あるいは米価の低下、そしてこのコロナ禍といったような状況もあって、厳しい状況があります。これ以上、有効利用できる農地を減らさないためにも、農地の集積は進めなアカンのかなと思ってます。地域の農地を守るという観点、そして景観を守るという観点でも重要だと

思っております。

そこで、今の荒廃農地が増加し、生産基盤が脆弱化している、その状況についてのお考え、そして農地集積の促進に向けた担い手への支援について、考えを農林水産部長にお伺いしたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、農地集積に向けた担い手の支援策などについてお答えします。

中山間地域のうち、特に農家の高齢化や後継者不足が著しい地域では、区画が小さく、大型農業機械の導入が困難な農地を中心に管理されない荒廃農地の増加が大変懸念されています。こうした中、有効利用できる農地を保全できるよう農地集積が進む環境を整える必要があります。

このため、県では担い手への集積を計画的に進める人・農地プランの策定に向けた地域における話し合いを促進しながら、担い手が存在する地域では、国の補助事業を活用し、担い手の農業機械の導入に向けた支援、区画整理など農業生産基盤の整備などに取り組んでいます。また、担い手が不在の地域でも普及指導員や農林水産支援センターが中心となって、リーダーの発掘と営農の組織体制づくり、近隣集落における担い手とのマッチングの促進など地域の農地保全に向けた取組を支援しています。

このような中、令和4年度から実施される国の農地利用効率化等支援交付金において、認定農業者に加えて、人・農地プランに位置づけられた地域で継続的に農地利用を図る農家も交付金の対象に含まれることから、こうした情報を担い手不在の集落などに対し積極的に提供していきたいと考えています。

今後も、引き続き市町や関係機関と連携しながら、農地集積をはじめとする担い手への支援についてきめ細かく取り組んでまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

人・農地プランの策定を通じた話し合いというのを進めていただいていると、

私も役場でもそういったお話、伺ってきました。しっかり農家の皆さんの実情と、そして課題の把握をしながら新たな支援のメニューもあるというお話でしたので、今ある農地をどう守っていくのか、今頑張っている担い手をどう守り、支援していくのか、しっかり農業者、受け手が市町や県、そういったところに相談しやすい体制、それで支援の内容を具体的に把握していただいて、利用していただけるよう、引き続き市町との連携の下、進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、2点目のかんきつ振興についてお伺いいたします。

一昨日、西場議員からもかんきつを取り上げていただきましたが、具体的な点で、私から1点お伺いしたいと思います。

新聞やテレビでもJAの選果場で、タイ王国への輸出用を含め、デコボン、品種名、不知火の出荷が最盛期を迎えていることが紹介されていました。

南紀ミカンには、不知火、せとか、はるみ、麗紅、カラマンダリン、セミノール、ほかにも市木オレンジ、みえのスマイルといった、中晩柑の最盛期を迎えております。これまでも、様々な地域の農家の方ともお話をしてきましたが、今、極わせ、わせミカン、今年度もですけれども、台風などの被害も少なくいいミカンができたといったような話であったり、収入アップにもつながっているといういいお話、あるいは、なかなか高齢化でミカンが作りにくいんやわといったようなことでありますとか、人手不足で、袋がけなんかも、作業ができにくくなってきているといったお話も聞かせていただいております。さらには、年齢や農地の状況に応じた栽培技術の研修などもっと提供してもらえんやろかといったようなことでありますとか、紀南果樹研究室の研究成果、品種のPR、栽培方法などもっと教えてもらえんやろかといったような課題も聞かせていただいております。

そういうことで、先日、紀南果樹研究室に行ってみりました。長年、地域の果樹振興のために研究活動を進めていただいております。

研究室では、かんきつ等の果樹類に関し、新品種の開発や栽培加工に係る試験、研究を行っております。（パネルを示す）これが、紀南果樹研究室の

ほうで開発いただいた品種になります。この左下のみえ紀南1号というのが極わせ品種でありまして、味一号、そして選ばれたミカンがみえの一番星というような形で、今、三重県の特産のPRというような形で進んでおります。ただ、ほかにも、同じく、極わせの3号、あるいは中晩柑の2号、そしてみえの4号、みえのスマイルといったような形で開発していただきました。こういった開発した成果をさらに生かしていただきたいなという思いを持っています。

今年度も、ドローンやセンシング技術の活用した病害虫防除技術の開発とか、あるいはICT技術を利用した樹体水分ストレス推定法の開発といった、そういった本当に専門的な研究をしていただいております。これまでも、市町や地域JA普及センター等と連携して取り組んでいただいておりますが、来年、西場議員からもございましたが、令和5年に三重県で全国カンキツ研究大会も開催されます。ぜひ、三重県らしいオンリーワンのかんきつ産地を目指すという意味でも、三重ならではの品種と栽培技術、現状と課題を再確認して、持続可能なこれからの産地づくりについて考えていく必要があると思っています。

そういう意味で、これまでの紀南果樹研究室の研究成果を活用して、今後、持続可能なかんきつ産地づくりに向けて関係者がどう連携強化を進めていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、紀南地域のかんきつ産地づくりの取組についてお答えします。

現在、紀南地域のかんきつ産地では、高齢農家における経営規模の縮小が進行しており、紀南地域ならではの極わせ品種を中心に出荷量の確保や、糖度の高い果実に対する市場からの期待に十分に答えられなくなる懸念が生じています。このため、市場のニーズに十分応えていくためには、省力化を図りながら、需要に応じたかんきつ品種の生産拡大と品質向上が喫緊の課題であると認識しております。

このような中、農業研究所では、産地の主力品種となる極わせなどの品種開発に加え、品質向上技術やICTを活用した省力化技術の研究に取り組んでいます。こうした研究の成果を迅速に現場に投入するとともに、その評価を集約して、さらなる改善につなげていくことが大変重要であると考えています。このため、研究成果の現場への普及に向け、PDCAサイクルを回す仕組みとして、新たな品種に対する消費者の評価や新しい技術に対する農家の反応などJAが集約して、研究所、普及センターと情報共有を図り、さらに検証して改善に生かす仕組みを導入しているところです。

今後関係機関が連携して、こうした仕組みが一層機能するよう、情報共有を十分に図るとともに、優良な研究成果が現場に迅速に導入されるよう、研修会の開催、県や関係機関のホームページによる情報発信、普及指導員やJAによる農家への技術支援などの強化に取り組んでまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

本当にすばらしい研究の成果も上げていただいておりますので、スマート農業の技術であったり、そして開発された品種の、しっかりと農家に、その栽培の方法、あるいはいいミカンをつくるための対策であったり、そういったことを、今、迅速にという言葉も出していただきましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの地域づくりに関わるんですけども、実は、1月13日に三重テレビの番組で旬感みえというのがあるんですけども、そこで、御浜町への移住とミカンといったような内容で取り組む放送がされておりました。もうかる農業ということと移住といったような形でリンクさせていましたけれども、そういったものであったり、あるいは農地バンクといったような、先ほどにも戻りますけれども、作りにくくなった方ともしっかりと作りたいという方のマッチングであったり、そういったことも含めて取り組んでいただけたらと思います。

紀南果樹研究室の成果が農家へしっかりと伝わっていくような仕組み、関

係者の努力を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

すみません、最後の質問に行かせていただきます。

最後、三つ目は、現在策定中の次期県立高等学校活性化計画案について、お願ひしたいと思います。

少子化の進行による中学卒業生徒数の減少が進んでいく中で、平成14年度からの10年間の計画として、県立高等学校再編活性化計画が進められました。その後、平成24年からは県立高等学校活性化計画として、二度更新されて、現在も今年度まで、平成29年度からの計画で進められておるわけですが、その間、各地域の協議会では、教育内容の充実、信賴される学校づくり、中高一貫教育、コミュニティスクールの導入など、そういった観点で議論が進められ、その議論を受ける形で、高校の統廃合、あるいは校舎制の導入、学科の改編、再編といったようなものが進められてきました。

紀南地域においても、平成14年からの再編活性化計画の中で、木本高校、そして紀南高校の在り方について、本当に関係者の方が時間をかけて慎重に議論いただきました。そして2校存続ということが確認され、地域にはならない高校として現在に至っています。

議会としても、何度か私も県内の県立高等学校を調査もさせていただきました。現在、新たな活性化計画案が示されています。次期計画案では、県立高等学校活性化の基本的な考え方の4点目として、人口減少に対応した学びの推進の項目に、今後の中学校卒業者の減少等を踏まえ、地域における高校全体の学びと配置の在り方について検討を進め、その中で、高等学校の統合についても検討すると記述が入りました。統合については、対象地域の十分なコンセンサスが得られなければならない。生徒、保護者、地域、そして学校にとって大変重要な問題である、内容であると思っております。

現在の県立高等学校活性化計画における小規模校の活性化について、教育委員会としての捉え方をお聞かせいただきたい。そして、次期計画案においては、統合についてもという文言が入っていますけれども、その統合の言葉を入れた背景についてのお考えもお聞かせいただきたいと思ひます。お願ひ

します。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校の活性化計画に関して、2点御質問いただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず、小規模校の活性化の取組についてです。

平成29年度に策定いたしました現行の県立高等学校活性化計画の特徴的な点といたしまして、生徒数の減少が進む時代にあつて、これまで以上に学習ニーズに応えるなど、学校の魅力を高めることで選ばれる学校を目指す。さらに、地方創生の取組が進む中、高校は、地域でどのような役割を担い、地域に貢献するかという視点で、地域や産業界は、子どもたちのために学校と共に取り組むとの視点で学校の活性化を図ることなどを掲げさせていただきました。

その具体的な取組として、1学年3学級以下の小規模校9校、10校舎で、市町や地元産業界・学校関係者などによる協議会を設置いたしまして、各学校の魅力向上と入学者の増加を目指した具体的な方策を活性化プランとして策定して取組を進めて、その活動と成果を毎年度検証して、その翌年度の取組に生かしてきたところです。

その総括的な検証なのですがすけれども、本年度は、計画の最終年度となりますことから、各学校の協議会において、活性化の取組、生徒の進路の状況、それから入学者の状況の3点についての総括的な検証を行いました。

まず、活性化の取組につきましては、全ての小規模校で、地域課題解決型キャリア教育を推進いたしまして、例えば、ミカンなど地域の特色ある産業を題材に、地域の大人や職業人の方々と関わりながら、地域を学び場とした協働的な学習を進めたりいたしました。こうした学習は、教育課程にしっかりと位置づけて、年間を通じて実施し、課題解決力、あるいはコミュニケーション力を身につけますとともに、生徒へ年2回アンケートいたしましたけれども、そこでは、地域への理解や愛着、それから仲間との協働による学習意欲、新しいことに挑戦する気持ちが高まる、こういった結果につながって

きたところですが。こうした実践事例を取りまとめ、全ての県立高校で共有して活用していく予定としています。

次に、生徒の進路については、地域学習やインターンシップ等により地域産業への理解が進みましたが、地元企業への就職割合は増加までには至りませんでした。進学については、継続的な習熟度別指導や地域の支援を得た補習などにより、基礎学力の向上が図られますとともに、教育や看護、福祉など目的意識を持って進学する生徒も見られたところです。

最後に、入学者の状況ですけれども、地域の中学校卒業者の大幅な減少もありまして、令和3年度に定員を満たしている小規模校は1校にとどまり、小規模校全体としての入学者は減少しております。また、全ての小規模校で、県外からの志願者の受入れ制度を設けまして、PRにも努めたんですけれども、県外生徒の人数が増えた学校は、一部となっております。

次に、次期計画策定に関してです。

次期計画の策定に向けて、令和2年度から教育委員会の附属機関であります三重県教育改革推進会議で、社会の変化や高校教育を取り巻く状況、それから今申し上げました小規模校活性化の総括的な検証、各地域の協議会の意見、さらには国の動向などを踏まえ審議を重ねてまいりました。これらに加えて、今回は推進会議の下に、実社会で活躍して、いろんなバックボーンとか経験のある委員で構成するみらいのあり方検討委員会を初めて設置して、そこで、実社会から見ていただいた今後の三重の高校の在り方について意見をいただきますとともに、三重県の高校1年生、3400人へのアンケートにより、高校での学びに対する期待や興味・関心なども把握して、これらも参考に次期計画に係る審議を進めてきたところです。

そうした中で、これからの県立高校の在り方についてですけれども、これからの高校には、生徒の個性と能力を伸ばしつつ、予測困難な時代を豊かに生きるために必要な力を育み、持続可能な社会のつくり手を育成することが求められております。そのため、高校生一人ひとりの興味・関心を高める教育に加え、協働的な学びや学校行事、あるいは部活動などを通じて、

多様な考え方に触れ、豊かな社会性や人間性を身につけられる環境が一層重要になっております。こうした中で、今後の中学校卒業生数なのですけれども、令和2年度に生まれた子どもたちは15年先に中学校を卒業することになるわけですけれども、令和3年度と比べますと大幅な減少が見込まれているところです。こうした状況と小規模校活性化の総括的な検証を踏まえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高校の配置を継続していくのは難しい状況にあると考えております。

このため、次期計画におきましては、各地域における高校の学びと配置の在り方について検討を進め、その中で、1学年3学級以下の高校は、統合についての協議も行うとしているところです。こうした協議に際しては、統合という結論ありきで協議するというのではなく、これからの時代に求められます学びを提供していけるようにすることが大事ですので、地域の実情に応じて丁寧に進めてまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

現計画の中で、課題解決型のキャリア教育といったようなところも質問もさせていただきましたが、かつて、しっかり地域との関わりも深めながら進めてきたけれども、いかんせん生徒数の減少といったようなお話だったかなと思っております。

繰り返しですけれども、統合というのは、本当に地域にとって大変大きな問題となります。紀南地域においても同じです。

紀南PTA連合会では、昨年度、今年度、アンケート調査を実施したというようなことも聞かせていただいておりますし、私もこれまで地元教育関係者の方と機会を捉えて意見交換もさせていただきました。生徒数の減少による教職員配当数の減少といったようなところで、履修教科とか授業の組立でも難しくなってきたといったことでありますとか、進学指導、就職指導、あるいは特別な支援の必要な生徒への対応も難しくなってきたんじゃないかといったようなこと、部活動の運営も含めて厳しい状況もあるんじゃないか

いかといったようなお声、逆に、中学生の進学先の高校が、選択肢が減っていくということはやはり問題だといったようなこともお伺いしております。長い取組を通じて構築された地域との関係というのもあります。そういった思いは、切実、そして複雑であり、非常に悩ましい問題であります。1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととするとある以上、対象地域では、これから議論を十分に進めて結論を出していくということに、この案でいけばなるのかなとは思っております。12月23日の本会議では、教育警察常任委員会、田中委員長から、今後の地域の活性化協議会での協議に際し、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、丁寧に議論を重ねていただくことを要望するといったような委員長報告もしていただきました。統合という結論ありきでは、協議会の存在意義にも関わってくると思っております。丁寧にという言葉もありましたけれども、もう一度確認させていただきますが、4月以降この計画案を進めるに当たって、地域と関わりを大切に、慎重に進めてほしいと思っておりますが、もう一度進め方についての考えを聞かせていただきたいと思えます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 次期計画案の推進に当たっての進め方について、御答弁させていただきます。

次期活性化計画、現状案ですけれども、これを推進するに当たりましては、今の計画で取り組んできました地域を学び場とした教育の考え方や、それからこれまでの取組により培ってきました高校と地域との関係性は大事にしていくべきものと考えております。そうした中で、それぞれの地域の高校の学びと配置の在り方について検討するに当たりましては、その地域の産業であるとか、求められる人材、それからその高校における学科の配置数、配置の内容、それから生徒の通学状況などが異なっておりますことから、地域ごとに協議会を設置してそれぞれの地域の特性を大切にして協議を進める必要があると考えております。これまでも伊賀、伊勢志摩、紀南の3地域においては、協議会を開催して様々な立場の地域の方々から、本当に貴重な御意見を

いただいてまいりました。

今後、協議が必要となる地域には、同様の場を設けて協議いたします。協議に当たりましては、先ほども答弁いたしました、統合という結論ありきということで協議するのではなく、地域の実情に応じて丁寧に進めますとともに、状況に応じて、これまで取り組んできた地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、あるいは交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制などについても協議をすることといたしております。

今後ですけれども、これからの三重の担い手となる子どもたちが安心して学び、豊かな社会性・人間性、こうしたことを育むことができる高校教育を進めていけますよう、地域の実情や地域の方々の御意見を大切にしながら、それぞれの地域協議会での協議を進めてまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

地域協議会を設置して、それぞれの実情にしっかりと寄り添っていただいて、丁寧に進めていくと、結論ありきの協議はしないということも確認させていただきました。

残り2分なのですけれども、紀南地域の状況、もう去年分かっていたと思うのですけれども、少しお話しさせていただきたいんですが、現在、三重県と同様に、和歌山県教育委員会も、県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針（案）というものを示してしまして、紀宝町の隣の和歌山県新宮市にある県立新宮高校と新翔高校、これは新宮高校が普通科、新翔高校が総合学科ですけれども、ここの高校についての当面の校舎制を経て統合する方針というのが出されております。また、和歌山県は農業学科について全国募集をしているという状況のようですが、それに加えて、農業以外の専門学科やスポーツ、文化、芸術面で、効果的な全国募集の導入を検討することが示されてもおります。こういったことが、お隣の県のことでありますけれども、具体的にどのような影響が三重県にも出てくるのか、ある

いは、特に紀南地域に出てくるのかというようなことは、本当に非常に注視していく必要があるかと思っております。一方、先ほど教育長からもありましたけれども、紀南地域においても今後の生徒数が減ってまいります。そういった減っていくわけですけれども、今回のこの三重県立高等学校活性化計画案による対象は小学生であり、あるいは、これから義務教育を受ける未就学児といったようなところになりますので、しっかりと十分な時間をかけた議論をしていただきたいと思っております。文部科学省の配当数だけでなく、やはり県立高校として、しっかりとこれからの活性化について、言葉だけじゃなしに、実際の予算も人的配置も含めて考えていただきたいなと思っております。そういった生徒の皆さんにとって最善の活性化につなげるようお願いを申し上げまして、時間となりましたので、一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。47番 前野和美議員。

〔47番 前野和美議員登壇・拍手〕

○47番（前野和美） それでは、質問させていただきます。自由民主党会派、津市選挙区選出の前野和美でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げ

ます。

冒頭に、知事には、今日は質問する予定ございません。ございませんが、いろいろとこう議論を聞いていて思うところがありましたら、ぜひ、また発言してもらっても結構でございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

自由民主党の国会議員、石破茂代議士が会長を務められております農林水産高校を応援する会、自由民主党国会議員が加入する議員連盟が、この総会が、令和2年12月3日に第15回総会として開催されまして、その総会において、同じような組織を都道府県にもつくっていただいたらどうかというような話があったようでございまして、三重県でも吉川ゆうみ参議院議員を通じて協力の依頼がございました。自由民主党籍を持つ県議会議員の御賛同を得て、昨年3月10日に設立総会を開催いたしまして、木平教育長とそのとき部長だった前田農林水産部長にも、来賓として御祝辞をいただいたところでございます。農林水産高校を応援する会、三重県議会議員連盟を発足させていただきました。任意の会でございますが、頑張っていきたいと思っております。

農林水産高校を応援する会、会長には西場議員、副会長には中森博文議員、それぞれ御就任をいただきまして、私が、前野和美が幹事長に就かせていただきました。総勢24名のメンバーでございますので、よろしくまた御指導賜りますようお願い申し上げたいと思います。

それでは、1問目の質問に入らせていただきますが、農林水産高校についてということで質問させていただきます。

早速、農林水産高校の実態を調査することとしまして、4月6日には、四日市農芸高校を視察させていただきました。実習風景や実習する生徒とのふれあいも通じて、現状と課題について、参加者全員が共有することができたと思っております。

私は、学校側から事前に聞いていた緊急課題、緊急要望というのは、その調査では表に出ることはありませんでしたので、また再び、5月28日に、四

日市農芸高校に近い議員ということで、津田健児議員、石田成生議員、山崎博議員、山本佐知子議員に四日市農芸高校に再調査に赴いていただきました。事前調査の課題に触れる要望は、そのときも出されなかったようであります。

学校側がどのような判断をされたのか分かりませんし、教育委員会の指導が学校側にちゅうちょさせたのかどちらか分かりませんが、結果、学校要望は実らないという結果になってしまいました。

それではいよいよ本題に入っていきますが、（パネルを示す）映写資料を御覧いただきたいと、これ、視察の状況です。チンゲンサイの水耕栽培が、これは生徒から説明を受けている写真ですが、発泡ポリスチレンの穴の部分、見えていますか、穴の部分に種子を1粒ずつまいて、チンゲンサイをつくっているようです。収穫前のものや、ちょうど中間ぐらいのものや、発芽して、小さいものは2週間ぐらいのものが写っております。おおよそ収穫まで30日ぐらいという説明を受けました。（パネルを示す）この写真は、トマト栽培の様子です。山本佐知子議員が熱心に何か質問しているのですが、何の質問だか確認しておりませんので分かりませんが、みんな一生懸命質問しておりましたので、（パネルを示す）こんな栽培もされていまして、これ花栽培なのですが、あまりきれいだったので写真に収めてきました。ベゴニアでしょうか。（パネルを示す）この映写資料は、造園技術コースの作品でして、毎年造園部門では技能五輪に挑戦しておるようです。この技能五輪というのは、23歳以下の技術者が日本一、そして世界一の技術を競う大会だそうでございます。造園技術コースでは、毎年造園部門に挑戦している。そんな話でして、この作品はちょうど敢闘賞を獲得した作品だそうでございます。

以上が映写資料でございますけれども、日本の農業の現状は、農産物価格の下落、後継者、担い手不足、農業技術の高度化、自由貿易の進展による国際化など様々な課題を抱えております。こうした地域の課題を解消するために、現代の農業高校の存在は、その卒業生が地域のリーダーとなって、地域活性化をもたらすという大きな役割を担っていると私は思っています。

農業は、我が国の基幹産業であり、日本のどの地域でも、農業との関連産

業が中心となった社会構図となっております。それを支えているのが、農林水産高校であると言われております。農林水産高校が、これからも地域の産業を支える人材を輩出する責務を負っているのは確実であります。専門技術を取得し、また地域の資源を活用することで、利益が上がる農業の6次産業化が大きな目標として掲げられ、販売拡大することによって、農家の所得拡大を図り、夢のある農業を目指すためにも、農林水産高校の役割は極めて大きいと思っています。（パネルを示す）これ、映写資料、また御覧ください。全国の農林水産高校の延べ学校数は382校、生徒数8万370人でしかありません。これは、令和3年5月、文部科学省の数字でございます。また、大学等への進学率、僅か14.1%で、専門学校も含めると43.9%となっております。農業技術の高度化に対応するためには、農業大学や大学の農学部への進学、農業専門学校などへの進学が高まることも重要であります。農業高校にもっと多くの生徒が集まり、卒業後に大学の農学部に進学したり、実際に就農したりする若者が増えなければ、農業の振興や地方創生は幾ら声を大にしても、説得力がありません。農業高校は、元来、農業後継者育成、自営者養成を掲げた産業教育を教授する施設としてその役割を担ってきました。

戦後、教育基本法及び学校教育法が公布され、高等学校設置基準において、農業高等学校の設置学科は、農業科、林業科、蚕業科、園芸科、畜産科、農業土木科、造園科、女子農業科が示され、旧制農業学校は、新製の農業高等学校に転換が図られました。自営農業者及び初級技術者の養成を目指し、目標にしたと言われております。

しかし、近年の日本社会経済的変化の中で、農林水産高校の位置づけは大きく変容してきております。農林水産高校での学習分野も幅広いものとなっていると思います。農業就業人口の減少、労働市場や産業構造の変化、産業の高度化、就労環境が大きく変わる中で、非農家出身の入学者の増加などもあって、働き手として求められる人材育成を考えた学習内容などということになりました。ミスマッチの解消を図るための学部編成に現在なっているのではないかと考えています。植物の栽培や動物の飼育、食品製造や流通等を

主に学習する。農業経営と食品産業分野、それから植物や動物等のバイオテクノロジーを主に学習するバイオテクノロジー分野、農業土木や造園等を主に学習する環境創造と素材生産分野、生物活用や対人サービス等を主に学習するヒューマンサービス分野等、多様な学習科目が設置されております。

四日市農芸高校の調査をさせていただいたとき、実習生のお話を聞かせていただいたんですが、生徒は農業と無縁の家庭に育ちました。この経験を生かした仕事を考えていますが、就職の都合で全く無縁のところに行くことになるかもしれません。正直に悩みを打ち明けてくれまして、ぜひこの経験を生かした仕事に就けるといいねと励まさせていただいたんですが。

話は変わりますが、2016年に、日仏農政ワーキンググループにおいて、若手農業者の新規参入の促進について、両国間で相互の協力を推進していくことで合意したと言われております。これまで、農業高校教員の相互訪問が実施されてきておりまして、2019年からですが、我が国の農業高校9校とフランスの農業高校8校による学校同士の交流が推進されていると聞かせていただいております。こういう機会があれば、ぜひ、指導教員や農林水産高校も参加してもらえばいいなと思っております。

こういう状況を踏まえまして、教育長に質問させていただくんですが、GAP認証取得については県教育委員会から報告をもらっているように、地域特性を取り入れた大きな成果が出ていると思っております。県教育委員会や学校現場も、高い目標を持って取り組んでこられた成果だと思います。

まず、1点目として、農林水産高校生の就農意欲を喚起し、農業を職業として選択したくなる先進的な農業経営者等による出前授業や現地研修の実施等、そして生徒が先端技術に触れる機会の確保や充実など、精度の高い取組を強化していただきたいと思っております。

2点目としましては、三重県の農林水産高校を卒業して、学習してきた分野を生かして、より高度な農業技術を取得するために、大学を目指す者、さらには磨きをかけるために資格を取得するため、専門学校に進学を希望する者、学んだことを糧にして一生涯の仕事に就ける生徒の進路についてですが、

卒業生の思いを酌んで、就職相談や進学相談がどの程度実を結んでいるのか、お尋ねいたしたいと思います。調査資料があれば教えてください。よろしくお願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 農業高校における生徒の就農意欲を喚起する学びと、それから生徒の進路への支援について御答弁申し上げます。

まず、本県の農業高校での学習ですけれども、令和4年度から実施されます新しい高等学校学習指導要領では、安定的な食料生産や農業のグローバル化など社会的環境の変化を踏まえて、農業経営感覚の醸成や安心・安全な食料の持続的な生産と供給に対応できる力を身につけることが求められています。

本県では生産技術の取得や農産物の消費・流通といった学習に加えまして、平成30年度から、議員から御紹介いただきましたけれども、先駆的な取組として、食品安全や環境保全、労働安全など持続可能な生産工程管理を学ぶGAP教育に取り組み、倫理観、協調性、リーダーシップなど地域の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成しているところです。これらに加えまして、農業や関連企業で求められる実践力やスマート農業などの新しい時代に対応できる力を身につけられますよう、県内の先進的な農業に取り組んでみえる経営者を招聘した講演会でありますとか、ドローンで測量するための空撮技術の習得、あるいは三重のブランド米の結びの神の栽培から、それを使った商品の企画提案、販売までの6次産業化の学習など、農業に関する興味関心を一層高められる学習を進めているところです。

次に、進路実現に向けた取組ですけれども、各校では、それぞれキャリア教育計画を策定いたしまして、1年生では、自らを知り社会を知る。それから2年生では体験を通して職業観、勤労観を身につける。3年生では進路実現と社会人になるための準備を行うといった考え方で、各学年で進路実現に向けたキャリア教育を計画的に進めています。そうした中で、進路を明確に定めて、専門的な学びを進められる生徒ばかりではなく、進路決定に迷う生

徒も多くいるというのが実際です。このため、生徒が主体的に考えて行動していけるように、入学後の早い段階から進路が決まるまで、卒業生との懇談や就農体験、あるいは農業関連企業をはじめ、幅広い職種でのインターンシップ、測量士など高度な資格取得への挑戦、様々な分野の企業や大学による進路ガイダンス、さらには個別の面接指導などの取組を進めております。

それから、農業高校を卒業した生徒の進路ですけれども、令和3年3月の卒業生は549人で、就農者が355人、進学者は189人、それ以外が5人となっています。就農者のうち、在学中に取り組みましたインターンシップや測量士、あるいは造園技能士などの資格取得をきっかけにして食品加工会社や公務員、農協、森林組合、農業生産法人、農業機械メーカーなど農業に関係する分野に就農した生徒は120人となっております。それから進学者189人のうち、大学への進学は41人、短期大学は19人、専門学校への進学は129人となっております。農業高校で学んだ専門性と進路先が直接結びついていないという場合もあるわけですが、農業教育を通して身につけた考え方や行動力を生かして、それぞれの進路で活躍しております。

今後に向けてですけれども、生徒が農業の専門性を生き生きと学ぶ中で培った生命倫理、SDGsの考え方、実践行動力などは、将来社会人としても役立つ力です。そのことを認識した上で、自分の適性や希望を踏まえ、主体的に進路を選択できるよう、引き続き入学後の早い段階から進路決定に向けた支援をこれからもきめ細かく行ってまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 御答弁をいただきました。

今もお話がありましたように、農業に関連する就業者の数もかなりおっていただきまして、非常にありがたいことだと思います。

高校を卒業して、18歳ですぐに私は就農しなさいというような考え方は全く持っておりませんでして、いろいろと御紹介があったような農協だとか、農業機械を扱う販売会社とか、そうした農業に関連をするところに就業して、そこでいろんな経験を積んで、もし自宅が農業をやっているんなら、その親

の後を継いでいこうという、そういう気持ちになってもらえるような人を、私、目指していきまして、そういう意味からいくと、今の農業高校が学習指導の中でいろいろ就職相談に乗っていただいているということは、いろんな成果が出ているなどと思っています。これからも、さらに子どもたちのために、いろんな御尽力を賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、時間も迫ってきましたので、2点目に参りたいと思います。

四日市農芸高校を調査した中で、（パネルを示す）この映写資料をまた見てください。温室が写っているんですが、一見よさそうに見えています。これ、よくよく見るともう劣化が進んでおりまして、（パネルを示す）特に温室内部の経年劣化と思われるこの箇所、雨漏りがしておりますし、温室内のカーテンも非常に劣化が進んで、日照条件が非常に悪くなっているようなことが見受けられました。それで、実習講師の先生の話聞かせていただく中で、温室の鋼材にやっぱり古くなってきたものですから、ひずみが発生していて、実習中に温室にはまっているガラスが落下した。実習中だったんですが、幸いに生徒に当たることはなく、大事には至らなかったということなのですが、危険であるということで、屋根の部分のみガラスに変えてもらって一安心しているんですけども、プラスチックのエフクリーンとか言ってみえましたが、それに張り替えてもらったそうです。しかし、天窓の部分、開閉できる天窓の部分がガラスのままですので、何とか早く修繕してほしいというそんな要望も出ておりましたので、学校のほうも、早急に改善してもらったと思いますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。（パネルを示す）これは、ビニールハウスの写真です。連棟式ではなくて一棟式のハウスが何個か並んでいる状況です。このハウスの入り口をちょっと見てほしいんですが（パネルを示す）、非常に狭いというのですか、小さくて小型のトラクターでも出入りができないというような、そんなビニールハウスですので、作業効率が非常に悪いという状況です。さらに、この中を見せてもらいますと、水はけが悪くて、散水の水がたまっている状況で、作物の生育にはかなりの影響が出ているのかなと、そんなふうに私は見てきたんですが、排

水条件が悪いので、土壌の入替えですか、それから排水設備の強化が必要だなと感じていました。教育施設としてのビニールハウスですので、最近では長島町でもよく見られるんですが、（パネルを示す）この連棟型のビニールハウス、こんなのに更新を考えていただけたらいいのかなとそんなふうに思っています。

言うまでもなく、こうした施設園芸はIT化が進み、自動給水、自動施肥はもとより、空調管理まで自動でできるシステムがそろっています。トマト等では、自動収穫ロボットも開発されています。トラクターやコンバイン等の農作業機械も自動運転機能が装備されて、レーザーレベラーという高いところの土を低いところに持っていくというような機能を持ったトラクターなんかも必要になってきております。特に、自動給水装置のついた水田では、高低が大事ですので、このトラクターを搬入するという農家も非常に増えてきておると聞いております。これが（パネルを示す）今、申し上げたトマトの自動収穫ロボット、これセンサーが造っているんですけども、2018年に安倍総理が農業施設の現場調査ということで三重県に来られまして、鈴木英敬知事と安倍総理に同行させていただきました。津市高野尾町にある浅井農園の本社があるんですが、大型ハウスの中で見せていただいたものと同じトマト収穫機でございまして、このロボットは自走式で、このついているカメラセンサーでトマトの確認をし、糖度や熟成度を感知して、収穫用のハンドルでトマトの枝の部分をつかんでカットして、自分で台車に搭載して箱に並べていく。そんな機能を持っているロボットでございまして、人間は夜に寝なければなりませんけれども、ロボットは寝なくてよろしいので、人間が眠っている間でも、ロボットは、トマトの収穫に向けて動き続けてくれるというすばらしいロボットなのですが、そんな状況でございまして、教育現場でも10年も前の農業機械で実習しては、ICTやAI等の進展に伴うスマート農業の実践に必要な感覚というんか、設備などをそろえてもらわないと、なかなか教育、学習ができないのではないかな、いささか心もとないなと、そんな気がいたしておりますので、こうした教育教材の更新についても、

計画的に実行される予定があるかどうか、また、さらに更新計画を立てておられるのか、お聞かせいただけたらありがたいと思います。よろしく願います、教育長。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 農業高校での実習施設について御答弁申し上げます。

農業高校では実習に必要な施設・設備として圃場や実習場、加工室、温室、畜舎、トラクターなどを備えております。

毎年度、各学校から、老朽化の対応とか必要な設備というのを聞きながら、計画的な対応しておるわけですが、特に令和2年度から、文部科学省あるいは農林水産省の事業も活用して、新しい施設や設備への更新を行っておりまして、まず、令和2年度は、5校に自動で水平を維持する機能を備えた最新のトラクター、コンバインを導入いたしました。令和3年度は、3校で各2棟の温室に温度、湿度、光量、CO₂を自動制御できる装置を整備するとともに、それ以外の温室も含めて御紹介がありましたけれども、天井部をガラスから安全なフッ素樹脂素材にしたところです。

農業土木の関係では、測量、施工の最先端のデジタル技術を学べるよう、画像解析土木施工の立体モデルが作成できる測量CADシステムを導入いたしました。令和4年度は、2校に制御装置を備えた温室を新たに新設する予定です。

学校ではこうした施設を活用して、温室環境の見える化とか遠隔での制御など、これからのスマート植物工場での栽培方法でありますとか、CGで庭園等をシミュレーションできる知識・技術を実践的に学ぶことができます。一定、優先度の高いものの対応をこれまで、令和2年度から進めてきたところですが、今後も各校の状況をよく聞き取って、必要な対応を行っていきたいと考えております。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 御答弁いただきました。

大変積極的に整備を進めていただいているということを受け止めさせてい

いただきました。

四日市農芸高校に視察したときに、申し上げたガラス温室のプラスチック化なのですが、校長先生からお電話いただきまして、皆さん方来ていただいた後、教育委員会のほうで早急にガラス温室のガラス部分をプラスチックに変えていただきましたので、ありがとうございますというお礼の電話もあったわけではございますが、教育委員会もしっかりと受け止めていただいて、整備していただいたのかなと、非常に喜んでおります。

それから、これは再質問になるか分かりませんが、令和2年に農林水産高校の水産部門のお話なのですが、令和2年2月に山本教和議員が質問されました議事録をちょっと読ませていただきまして、一部ちょっと読ませていただきますと、県立水産高校の実習船しろちどりは、平成30年6月に浸水事故を発生させていると。それは老朽化があって、実習の履修にも深刻な影響を及ぼしている。未来の海運業で活躍する子どもたちの貴い命を守るために、実習船しろちどりの代船建造に向けた検討を進めるべきではないかという御質問をいただいております。しろちどりの姿を見たことがない方もおられると思いますが、私も一度、平成29年に、パラオとの友好親善で同行したときに、偶然にもパラオのマラカル港に入港していたしろちどり実習船と水産高校の生徒諸君とお会いすることができました。しろちどり実習船の内部の様子や生徒諸君が、知事も分かると思うのですが、表の甲板で、焼肉パーティーでくつろいでいる姿を見て頼もしく感じたところではありますが、2週間ほどかけてカツオ捕りを実施しながら、パラオのマラカル港に入港したというお話でございました。そのときに実習船の船長の話の中では、やはり老朽化が進んでおって、非常にパラオまで来るのにはきついなど。できることなら新造船はもう少し大きいものをつくってほしいという、そんな要望も、声が耳に残っております。

話を元に戻しますが、当時、教育長の廣田副知事は、水産高校の教育は、県内水産業の動向を踏まえながら、子どもたちの学習ニーズに応えられるように考えていくと、そのために、実習船の今後については、状況を鑑み検討

していきますという答弁をされています。

そのおかげをもちまして、この令和4年度には、当初予算に計上されておりまして、水産業に関わる皆さんにとっても大きな希望であり、関心が深い出来事だと思わせていただいております。新造船の規模や装備、浸水までのスケジュールが分かれば披露していただきたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 水産高校実習船しろちどりは平成12年3月建造ですので、22年が経過しております。生徒の安全確保と、最先端の航海技術を学んだり実習できるように、新しい実習船の建造を進めておりまして、2月末に設計が完了したところです。規模につきましては、30日以上連続した航海をはじめ、150日程度航海しますこともありまして、全長約62メートル、総トン数約570トン、乗船人員は最大69名の規模でございます。

安全性を高めるために、船内で生活する部屋を喫水面より海面より高くなるように設計したり、釣り台を船尾だけでなく側面に増やしたりということもしております。設備につきましては、漁業実習で使用する魚群探知機を操舵室以外の場所でも、携帯端末で魚群を探知できる最新式にするとともに、国際航海実習で船舶の安全な運航を支援する電子海図を表示できるシステムを新たに導入するなどして、令和5年度末の竣工を目指しております。そのために一生懸命取り組んでまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） ありがとうございます。

今、御答弁いただいたとおりで大変うれしく思います。繰り返して申し訳ありませんが、期待して待っている方もたくさんおっていただきますので、よろしく願い申し上げたいと思います。私も魚釣り好きですので、船へもよく乗るのですが、ちょっと今申し上げたように、へさき、おもてと言うのですね、おもて、それから後ろをと、真ん中を胴、どこへ乗るんやといっているいろいろ競争するんですけれども、余分な話をしました。

それでは、3点目に入ります。

教職員のスキルアップと生徒の専門性を高める取組についてということでございますが、コロナ禍のマスク需要では、国内生産が追いつかず、時機を逸した郵送配達までしなければならぬ状況に追い込まれました。これは、マスクでよかったなど思わずにおられません。あれが食品で、食べるものがないとなったら、その混乱は想像を絶するものとなっていたと思わずにはおられません。最近、食物があふれている日常生活ですので、農業者を中心とした食産業がうまく稼働しているからであります。その根幹である農業従事者の高齢化や地方の人口減少問題により、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、これまで以上に、食の安全・安心・安定的な生産が望まれるとともに、日本の農業、ひいては、農業教育への関心が高まり、若者が食への意識、食の重要性に気づいてくれる教育を幼いときから、食育として取り組む必要があることは、これまでの議会質問でも取り上げてきたところであります。より安全で生産性の高い農産物生産と効率的な流通の在り方、県産品を世界にアピールできる加工品の開発などが求められています。

そのためには、農業を担う若者や、食産業で働く若者を育てる農林水産高校では、魅力的で特色のある農業教育の充実を図るためのカリキュラム編成を常に検討していかなければならないと思っています。

三重県の食文化は、美し国と表現されるように、海の幸、山の幸、畑の幸、どれも恵まれたものが育つ地域でもあります。この特色を学校教育に取り入れ、食産業に関わるスペシャリストを育てていただきたいと思っています。

農林水産高校の先生方には大変な失礼な表現になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思いますが、学業や学習に励む学生の指導をする立場の先生や実習助手の先生の方も、ICTやAIによる農業の指導も大変なことでしょうが、何よりも自然を相手する農業では、先生方の持つみえる、そのスキルを生かした教え方が大事だと思っています。県内の農林水産学校は、どの学校も頑張っていて、すばらしい学校ばかりだと思っています。

少子化を踏まえ、今後の農林水産高校において、子どもたちの専門性をよ

り向上させる学びや教職員のスキルアップについて、考え方を伺いたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

〔水平芳定教育長登壇〕

○教育長（水平芳定） 2点御質問がありましたので、御答弁申し上げます。

まず、生徒の学びですけれども、農業高校では、専門的なスキルを身につける実習に加え、例えば、もち小麦を使った名産品づくりや、栽培が困難な伊勢芋の栽培方法の研究と地元農家への普及など、地域の農業課題を解決するプロジェクト型学習に取り組んでおります。また、測量士などの資格取得で合格者が全国トップクラスの学校とか、映写資料でもございましたけれども、造園の技能五輪で入賞する学校もあり、専門性の向上を図っております。

今後ですけれども、学校の枠を超えて、それぞれの学校の特色ある実習活動に、他の高校の生徒も参加したり、オンラインを活用して、プロジェクト型学習の研究活動に取り組んだりできる機会を創出していきたいと考えております。

次に、農業高校教職員のスキルアップですけれども、農業高校の教職員は、これから社会の課題も把握しながら、例えばSDG s の考え方を踏まえた社会の構築とか、スマート農業、デジタル技術などに対応した知識・技術も習得していく必要があると考えております。本県の農業科の教職員は、農業教育研究会というのを組織しておりまして、毎年8月の研究大会は、農業科のほぼ全ての教職員が参加いたしまして、最先端のスマート農業実践者による講演などを通じて、今後の農業の方向性の理解を深めたり、授業実践事例を教職員が発表して評価し合い、指導方法の改善に取り組んだりしております。

秋から冬にかけては、六つの分野の部会を開催して専門性を高めるために、農業研究所や測量会社などの協力を得て、野菜工場の管理方法、ドローンや3Dスキャナーを用いた測量方法、地理情報システムの活用などの技術指導を受けたり、あるいは自分たちでICTを効果的に活用した授業についての研究や協議を行っております。

今後も、県教育委員会といたしまして、専門的知識や設備を有する農業従

事者の方とか、大学教授などの専門家の方に講演や技術指導を依頼したり、公開授業や技術講習会の機会を増やしたりして、農業高校の教職員が先進的な知識や技術を身につけて、魅力ある授業を進められるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） ありがとうございます。

農業は、先ほども申し上げたように、自然を相手にする産業でございますので、農業で成功するためには、その自然をいかにうまく自分のものにするかということが大事だと思っておりますので、その辺の実習をできる限り取り入れていただくような、そんな制度もひとつ考えていただいて、子どもたちのために、御指導賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

時間が押してきましたので、次のほうに参りたいと思います。

農業問題についてということで進めさせていただきますが、この農業問題、今も藤根議員からも御質問がありました。中山間地域の実情ということで、聞かせていただいたわけですが、私もこの質問をするに当たって、現場の声ということで、現場を歩いてきました。もちろん、自分の住んでいる地域のことも十分把握しておるつもりですけれども、農業者の実態、農業者の声というものをしっかりと聞かせていただくということで、歩かせていただきました。私の津市新家町というところと、それから津市木造町というところがありまして、ここは昔から水田農業、いわゆる水稲作とキャベツや白菜をつくる、そういう専業農家や兼業農家があつて、一帯は、非常に面積も広いです。新家町が約80ヘクタール、木造町は200ヘクタールぐらいある大きな地域でございます。ただ、それがうまく機能していないというのが現状であるかと思えます。新家町は昭和50年代に圃場整備がされまして、1枚の区画が30アールという土地になっています。一方の木造町は、昭和30年代に圃場が整備された土地ですので、1区画の割合が10アール以下という狭い農地が200町も200ヘクタールも集まっているという地域であります。しかし、それ

がいまだに、地域のなかなか合意が取れずに、国のほうが補助事業をやってもよろしいよと言うてもらっても、なかなか現実として地域の合意が取れて前へ進まないというのが現状であります。

そんな地域で、人・農地プランをつくりなさいという状況になってきているのですが、なかなか人・農地プランができないものですから、国の補助を受けて、圃場整備もできませんし、パイプラインにも手をつけられないという現状が続いております。こうした問題をどんなふうに解決していくかということで、いろいろ行政側も中に入って、話し合いをしてもらっているんだと思いますけれども、これから、地域がもう一つ、生き返るための方策として、県の取組というものをしっかりと聞かせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、担い手への農地集積への推進するための基盤整備などについてお答えいたします。

県では、これまで担い手が営農しやすい基盤整備に向けて、農地の大区画化、水管理労力の軽減を図る用水路のパイプライン化などを進めております。また、国は担い手への農地の集積・集約化に向けて、平成30年度に、農地中間管理機構関連農地整備事業を創設し、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農地を対象として、農地所有者の費用負担なしで、区画整理や農用地造成を実施できるようにしたところです。一方、区画整理が完了した地域において、担い手への農地の集積・集約化をさらに推進するためには、農業者の負担となっている水管理や維持管理労力を軽減する必要があることから、県ではこれまで用水路のパイプライン単独の整備を事業のメニューに追加するよう、三重県土地改良事業団体連合会と共に国への要望を行ってきたところです。

その結果、令和4年4月に予定されている土地改良法の改正では、区画整理や農用地造成に限定されていた事業のメニューに、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等が追加されることになりました。

県では本事業を活用して、用水路のパイプライン化や暗渠排水の整備を進めていきたいと考えています。

今後も地域の要望に沿った、担い手が営農しやすい基盤整備などに取り組むことで、担い手への農地集積をより一層進めてまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 担い手への農地集積に向けた基盤整備についてということで部長から答弁いただいたんですが、農家は、国の示す農業政策に乗っからなければ、農業の存続が難しいというそんな状況にもなって、いわゆる弱い立場にありますので、その辺、十分御理解いただいて、昔のように生かさず殺さずではいけませんので、ぜひ、農家がしっかりと頑張っただけで利益が出るような、もうかるような農業にしていくために、ぜひ、県のお力添えをよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、今も申し上げたように各地域ずっと歩いてきました。知事も、ぜひ機会があったら歩きたいという話をされておりましたけれども、まず、水田風景を（パネルを示す）藤根議員が見せてもらった、あれ、航空写真ですので、どんなのかよく分かりませんでしたけれども、現実には、私が歩いた地域の農地の写真を見ていただいたら分かると思うのですが、これ、やっぱり土手と言われるんですか、あぜと言われるんですか、これが非常に高いところで、中山間地域と言われるところです。まだ、中山間地域でも、山間地ではない中間地に近いところでも、あの土手やと大体2メートル、3メートルぐらいあるようなところです。

それで、ここで、いろいろ話を聞いてみたんですが、一方的な話をしますけれども、草を刈っていた、燃やしていたおじいさんがおったので、ちょっと話を聞いてみました。これ、誰が、営農作業しているんですかと言ったら、地元の営農組合に預けているんですよ。その営農組合も高齢化で、いつ、また田んぼが返ってくるか分からんわというようなそんな話をされていまして。おじいさん、歳幾つと言ったら、82歳ということで、よう、こんな土手の草刈りはるなという話をしたんですが、前やなしに背中の中腰へ草刈り機を入れ

て、後ろ向きに刈るんやそうです。それやので、前へ、少し寄っているから、前へかけるとこけていくんでと、大変ですなと言うたら、仕方ないやろ、誰もしてくれへんねやでとそんな話でございまして、その場を立ち去ったわけではありますが。もう一方で、圃場整備がされていない中山間地域というものもありまして、この辺も行ってみると、いわゆる農業振興地域から外れている農地ということになってきますので、たくさん太陽光パネルが設置されたり、目的外の使用にどうも変わってきているような、そんな感じをいたしました。この写真を見てください。（パネルを示す）これ、松阪市飯南町の深野地区というのですけれども、日本の棚田100選に選ばれた、深野のだんだん田と呼ばれるところです。石積みの棚田が120段あって、室町時代から江戸時代にかけて築かれたと言われております。深野のだんだん田の石の特徴ですが、石の芸術と称されるような景観を持っておりまして、積み上げられた石の数が何と300万個、石垣の総延長は120キロメートルに及ぶと言われております。これで、どのようにして管理されているんですかと言うて、地元で話をさせてもらっておったんですが、農業用、いわゆる農振農用地に指定をしてもらっているんやと。ようこんなところ、農業振興地域内の農用地の指定しましたなという話をしたんですけれども、中山間地域の直接支払制度も利用させてもらって維持管理していると。多面的機能支払も受けて、地域みんなで守っているんです。これこそ本当に、結の心が生きている地域だなと、そんなふうに感じて帰ってきたんですが、そのときに、またぜひ、5月か6月、田植が終わったぐらいに来てくださいという話がありました。5月、6月頃の風景になると、こんなふうになるそうです。（パネルを示す）一見知事の地元でも、坂本棚田というのが有名ですが、皆さんも機会があれば、ぜひ、こういうところにもお出かけいただけたら、地域の農業、中山間地域の状況が分かるのではないかなと思います。こうして、この地域は、地域で守っているから、こういう水田が今でも維持がされているんですけれども、そうでない中山間地域が課題になっておりまして、これから、我々はそうした中山間地域を農家だけに委ねるのではなくて、一般の人も何か参加して、地域を

守れないかなとそんなふうを考えております。

県農林水産部だけではなく、やっぱりいろんな部署を通じて地域を守るという考え方を持っていただいて、いいアイデアを出していただけたらなと思っているんですが、まず、取りあえず農林水産部長、御答弁いただけたらありがたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、中山間地域における農業の継続に向けた考え方についてお答えします。

中山間地域の農業は、農産物の供給に加え、県土の保全や美しい景観の形成、安らぎの提供など多面的な機能になっています。

しかしながら、中山間地域では、平たんな地域に比べ、高齢化や人口減少が著しく、また、営農条件が不利な農地が多いことから、担い手の確保や農地集積が進みにくく、将来にわたる営農の継続が大変懸念されているところです。

このため、地域の農業者による営農継続と、地域外から営農に参加していただく多様な人材の確保を柱として、地域発展の基盤となっている農業の維持・継続に向けた取組を進める必要があると考えています。

現在、県では普及指導員が中心となり、市町やJAと連携しながら、地域農業者による営農継続に向け、地域の農業について話し合う場の創出や地域リーダーの確保、農業生産条件の不利を補う国の中山間地域等直接支払制度による支援、集落営農の組織化など営農継続の仕組みづくり、地域の実情に応じた農業用排水施設の整備などに取り組んでいます。また、地域外から営農に参画する多様な人材を確保するため、地域外の担い手農業者の参入に向けたマッチング、異業種の地元企業による農業参入の促進に取り組むとともに、副業を志向する人材を活用した高齢農家の作業支援、地域おこし協力隊と連携した農業振興の取組などを進めているところです。

今後も中山間地域のそれぞれの集落における農地や農業者の実情に加え、周辺地域における担い手農業者や企業、働き手などの状況をしっかりと踏ま

えながら、普及指導員が中心となり、市町、JAと連携して、地域自らが創意工夫して行う様々な取組をしっかりと支援することで、中山間地域の農業の維持・継続につなげてまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 部長、ありがとうございます。

県もしっかり頑張っていただいているという話を今もしていただいたんですが、現実としてそれが見えてこないというのが非常に残念なのです。今、申し上げたように、農家だけ、地域の人だけではなかなか営農が難しくなってきた。その辺をまず念頭に置いて、農業施策以外のところでもやっぱり関わってもらう必要があるのではないかな。この自然環境を守るという大きな目標がありますので、よろしく願い申し上げます。

最後の営農型太陽光発電ですが、これはもう時間がありませんので、私からの要望ということにさせていただきたいと思います。農地を利用した太陽光発電は、県のほうも進めていただいていることは分かっていますが、なかなか、実際に太陽光発電をしながら、その下で農作物をつくるというのは、収益から考えたら、コストも別として、それなりの収益が上がってくるんだと思うのですが、なかなか、そやけど農家がそれを踏み切ろうと思うと、資本投資も非常に大きなものになってきますので、この辺については、これから県がどんなふうに支援できるのかなと、そんなことを思わせていただいております。また、次回、じっくりと議論させていただきたいと思いますので、また、県の取組について、ひとつしっかり御議論をいただきますようお願いを申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。24番 森野真治議員。

〔24番 森野真治議員登壇・拍手〕

○24番（森野真治） 皆さん、こんにちは。

伊賀市選挙区選出、新政みえ所属の森野真治でございます。

3月に入って本当に暖かくなってきてまして、春の兆しを感じるわけですが、そのような中、昼食後の少し眠たい時間でございますけれども、1時間お付き合いのほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきたいと思います。

まず、一つ目として、子どもの医療費助成制度の拡充についてお伺いいたします。

先日の県政運営方針でも述べられておりましたとおり、人口減少については、令和2年の国勢調査結果によると、三重県の総人口は177万254人となり、5年前の前回調査に比べ約4万6000人の減少で、減少率は過去最大の2.5%となっています。

また、令和3年の住民基本台帳人口移動報告によると、県外への転出超過数は3480人となり、令和2年の4311人から減少いたしました。そのうち15歳から29歳の若者が占める割合が約9割となっています。

一度出ていった若者にいかにして戻ってきていただくか、都市部から地方での就職や生活を考えている若者にいかにして三重県を選んでいただくかが本県の持続性を確保する上で非常に重要な課題であり、そのためには、子育

て支援策が充実しているということは、大きなインセンティブになるのではないのでしょうか。

子育て支援策の中には、地域の実情に応じて地域ごとに特色があってよいものとそうでないものがあると思います。

県内市町においても、それぞれ特色ある子育て支援策が行われていますが、一方、子どもが医療にかかる必要性や必要な治療は、どこに住んでいても同一であるはずで。

ところが、現状では、全国においても、そして県内においても、市町村における子ども医療費助成の実施状況は年々充実してきてはいるものの、対象年齢、所得制限、一部負担額がある等で差があり、同一にはなっていません。

情報化が進む現在において、各市町村の子育て支援策をはじめとする住みやすさの比較は非常に簡単で、それらを特集した比較サイト等もあり、若者が自分の住む場所を選ぼうとする際にこれらを活用して選択しようとすることは、今や当たり前のことです。

そういう中で、本来同一であるべき政策が劣っているということであれば、随分印象が悪いと思います。

そこで、全国の子ども医療費助成制度の実施状況についてですけれども、こちらのフリップを御覧ください。（パネルを示す）

昨年4月時点で、全国1741の市区町村全てが実施しており、通院費では、うち半数が中学校卒業までである15歳年度末まで、約4割が高等学校卒業までである18歳になる年度末まで助成しているという調査結果を厚生労働省が公表しています。

具体的な市区町村数の全国と県内市町の内訳は表のとおりですが、助成対象年齢は入通院とも15歳になる年度末以下がほとんどであり、全体として見ると、全国よりも低くなっています。

所得制限については、全国では14%しか実施市区町村がありませんが、本県では66%が実施しています。一部自己負担額を全ての市町で徴収していないことのみ全国より進んでいます。全国でも徴収しているところは3割程

度にとどまっています。

そこでお伺いいたします。

県としての助成対象年齢は、鈴木前知事が2012年9月に、6歳になる年度末から12歳になる年度末まで6歳引き上げてから、間もなく10年になります。そして、既に全国にどんどん後れを取っている中で、早急に対象年齢の拡大や所得制限の撤廃を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少への対策の中で、子育て世代への支援というのは非常に重要なことだと思っております。

先ほど資料を議員のほうからお示しいただきましたけれども、県によっては三重県よりも高い年齢まで出しているところがありますが、自己負担があるところもあつたりしまして、一概に比較をするのはなかなか難しいと思います。

総合的に見ていって、三重県の制度が他県と比べてどうなのかと、確かに選ばれる地域になるというためには、他県との状況比較というのも非常に重要やと思っております。

三重県の子ども医療費補助金の決算額、これ、令和2年度で見えますと、15歳未満の子ども1人当たりの助成額は全国第6位であるということなので、頑張っているところもあるかなと思っはいるところであります。

ただ、やはり医療費を助成するということによって子育てしやすい環境を整えていくということは、選ばれる地域になるために重要なポイントであります。これ、結局は、財源との兼ね合いということになると思います。何に優先して財源を投入していくか。御案内のように、三重県の財政状況はかなり厳しい状況であります。その中で、それでも何に優先していくのかというのを考えていかないかと思っております。

今までもお話し申し上げていますように、この4月から、人口減少の問題をテーマとして取り上げて、総合的に検討していく体制を整えることにして

おります。その中で、この子どもの医療費の助成制度についても、大きな要素であるということで検討していきたいと思っています。

人口減少対策を考えるんですけど、繰り返しになりますけど、やっぱり子育てをしやすい環境というのは重要で、そういう人たちが満足をするかどうか。幾ら決算額が6位やと力み返ってみても、実際、皮膚感覚で子どもを育てている人が、いや、三重県においてよかったわと、この市においてよかったと思ってもらわなあきませんので、そういったその人たちの気持ちというのも確認しながら、どういうことがあり得るのかということ、制度としては一番いいのかということを経合的に考えていきたいと思っていますところがあります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） ありがとうございます。

実は、以前、若い方々に県でアンケートしていただいているんですけども、そのときは子育て世代の最も多い要望は、金銭的な支援ということでした。それは今でも変わっていないと思います。

また、よく社会で子どもたちを育てると言いますが、急なけがや病気等への支出は予定外、かつ不平等に降りかかる負担でございますので、そのリスクを社会としてサポートするということは、その最たるものだと思います。

また、毎年会派で行っている各種団体からの要望聞き取りにおいて、三重県市長会からは支給年齢の拡大、また、三重県町村会からは所得制限の撤廃が要望事項として挙げられております。ぜひ制度の充実に向けて、引き続き御検討いただきますようお願いをいたします。

次に、防災・減災対策の推進についてお伺いいたします。

初めに、夜間避難訓練についてお伺いいたします。

先月、NHKで福島県内の全ての市町村に取材したところ、95%に当たる56市町村が、夜間の災害発生を想定した避難訓練を東日本大震災以降、11年間一度も行っていないことが分かったとの報道がありました。

実施していないと回答した市町村に、訓練の必要性を認識しているか尋ねたところ、93%に当たる52市町村が、必要性は認識しているが実施できていないと回答しているそうですが、その理由を複数回答で尋ねたところ、「夜間の避難は危険で判断が難しいから」が37%と最も多く、次いで、「想定や意識をしていなかった」と「夜間は住民の協力が得られないから」がいずれも27%、「日中の訓練を優先した」が25%、「実施方法が分からない」が19%だったとのことでした。

台風等であれば、事前に明るいうちに避難をとということですが、南海トラフ地震等での津波警報が出た場合、2分の1の確率で夜間の即時避難となりますので、夜間に安全に避難できるかどうか、実際に確認しておくことは大変重要なことだと思います。

この件については、平成29年に濱井議員が質問されており、県では一斉メールを使用した夜間の情報伝達訓練を、市町では鳥羽市で実施実績があり、夜間における訓練は、県の災害対応対策力の向上のために重要であると考えているので、取組を進めていくと答弁されています。

また、災害に対する即応力の強化を図るため、新年度から、防災対策部に災害即応・連携課を新設し、県災害対策本部の運営や防災訓練に関する業務を担い、特に災害対応に必要な情報収集力や分析・対策立案力、市町や国、防災関連機関との連携をより一層強化し、災害に即応していくとともに、市町が行う災害対策活動の強化を支援するとしています。

そこでお伺いいたします。

県や市町の夜間の災害対応訓練や住民の夜間の避難訓練等へのその後の取組と、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（野呂幸利） 夜間の防災訓練について御質問いただきました。

議員から御紹介ありましたとおり、災害は昼夜問わず発生します。今年度においても、大雨警報などの発表によって、我々が災害対策本部を14回設置しておりますけど、そのうち夜間を含むものがもう既に9回ございます。

夜間においては、迅速に災害対策本部を立ち上げて、情報の収集、情報伝達など訓練を積み重ねていくことが非常に重要やと思っておりますし、避難行動においても、夜間で視界が悪い、昼間と環境が大きく違うために訓練を行うことは非常に大切だと私も思っておりますのでございます。

県におきましては、先ほども御紹介ありましたとおり、まず、我々が参集できるように、メールシステムを活用した情報伝達訓練は今でも昼夜、抜き打ちで年3回行っておりますし、例えばヘリコプターであれば、広域防災拠点に夜間離着陸させるように、県と海上保安庁のヘリコプターの訓練を毎年やっております。

また、例えば緊急消防援助隊の合同訓練で、夜間の瓦礫、斜面崩落からの救助訓練であるとか、自衛隊の南海トラフの地震対処訓練である南海レスキュー、これも参加して、夜間における自衛隊との連携強化に取り組んでおるところでございます。

議員からまた紹介ありました、令和4年度から災害即応・連携課を立ち上げさせていただきます。実践的な訓練を質と量の両面から充実させたいと思っております。

この中で夜間という視点も加えて、被害状況の把握とか被災者の救出、災害対策に後れがないように、夜間ならどうなるやろうと、図上訓練の中に盛り込んで、必ず実施させていただきたいと思っておりますし、市町に対しても、こういう夜間の対応を視野に入れた頭上訓練を、例えば一緒にやりませんかとか企画をさせていただいて、実施を積極的に働きかけて支援していきたいと思っておりますのでございます。

また、一方、夜間の住民の避難訓練も東日本大震災以降、県においては九つの市町において実施しております。例えば大紀町においては、短時間で襲来する津波に備えて、毎年400名以上の方が参加して行われておりますし、尾鷲市では、自主防災組織が中心になって行っております。また、木曾岬町でも、町全域で450名以上が参加していただいて、訓練を実施された実績がございます。

災害から命を守るためには、迅速な避難が何しろ大切でございます。避難訓練を通じて、夜間でも安全な避難ルートの確認や近隣住民による避難の声かけを実践するというは大変意義のあることだと考えております。

一方、先ほどほかの県でもアンケートにありましたとおり、夜間ですと、どうしても交通事故であるとか、避難の途中でけがをされる、そういうやっぱり実施のハードルというのは非常に高い、こういう市町の意見も確かに我々も聞いておるところでございます。

このため、今後は、実際に訓練を実施している市町がありますので、そこで、例えばこういう課題があったよとか、こういう気づきもあったよというものもしっかり我々が収集して、市町の方に共有させていただく、また、県の中には防災技術指導員というのがありますので、地域の避難計画の作成を支援しております。このときに、夜間でもこういうふうには安全できますよということも助言させていただく、市町における夜間の避難訓練の円滑な実施につながるよう、様々な手法を検討してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 本県では、先ほどの御紹介よりはかなり進んでいるということを確認させていただきましたが、引き続きまして、これ、継続することが大事と思いますので、事前防災の推進にお取り組みいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、登山届についてお伺いいたします。

近年の登山ブームに加え、新型コロナウイルス感染リスクの低さから登山が注目され、登山者が急増しているとのこと。しかし、登山者の増加に比例して遭難者も増えており、特に、初心者が運動不足の解消や気分転換のために近場の比較的標高の低い山に登り、遭難するケースが多いとのこと。

十分な時間や装備、体力に見合ったコースで安全に登山を楽しんでいただくことが大前提ではありますが、それでも事故というものは発生してしまい

ますので、もしもの場合に備えて、事前に登山者やルートなどを記載した登山届を提出してから山に入っていくことは、遭難時の早期発見、早期救助につながり、大変重要なことだと思います。

昨年6月に平畑議員から登山届の提出の啓発についての質問があり、令和2年12月から、公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営する登山用アプリに登録された登山計画を県警察においても閲覧できる協定を締結しており、同アプリでの登山計画書の提出を呼びかけていること、また、県警察のホームページから登山計画書の提出ができる仕組みの構築について検討を進めているとのことでした。

そこで、まず、お伺いいたします。

本県の山岳遭難の状況、アプリでの登山届の提出が始まってから1年を経過しましたが、登山届の提出状況がどのようになっているのか、県警ホームページからの登山届の提出ができる仕組みの構築は、その後どのように進められておられるのか、お伺いいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 山岳遭難の発生状況及び登山届の提出状況等について御説明を申し上げます。

本県における令和3年中の山岳遭難は65件発生しており、遭難者は80人、うち死者6人であり、前年と比べて1件の減少、遭難者と死者がそれぞれ1名の増加となっております。

態様別では道迷いが最も多く、全体の50%を占めており、次いで、滑落が約21%となっております。

山域別では、鈴鹿山脈が全体の約54%を占め、その中でも御在所岳が最も多く、全体の約14%を占めております。

三重県の山は比較的標高が低く、気軽に登山できることから、登山経験が少なく、軽装の登山者による道迷いが多いという特徴がございます。

そこで、こういった状況を踏まえまして、迅速・的確な捜索救助活動を実施する観点から、また、安全な登山計画を立てることで山岳遭難を未然に防

止する観点から、登山計画書の作成・提出は極めて重要であると考えております。

県警察では、登山口に管理者等が設置した登山ポストへの投函、警察署への郵送やファクスなど従来からの提出方法に加えて、スマートフォン等により県警察のホームページから登山計画書の提出ができる仕組みを構築いたしまして、昨年7月から運用を開始しております。

また、令和2年12月には、公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営する登山用アプリ、コンパスに登録された登山計画書を県警察でも閲覧できるよう協定を締結しております。

昨年中に受理いたしました登山計画書は2万1282件でございまして、過去5年間では最多となっております。このうち県警ホームページへの提出は、7月から6か月間で1332件、コンパスへの提出は年間4006件でございまして、これらインターネットを活用した届出は、全体の約25%となっております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 25%程度が電子化されたということで、かなり進んできていると思いますけれども、長期的に見ると、本県においても山岳遭難件数は上昇傾向にあるということでございますので、引き続き、あらゆる取組を動員して、これを減らしていく必要があると思います。

他県では、登山届の提出を義務化しているところもあるようですが、本県ではそうではない中で、提出率を上げていくためには、その必要性の啓発も重要ですが、さらに提出しやすくしていく必要があるのではないかと思います。

自動車にカーナビが普及しているのと同様に、登山者には登山アプリが普及しており、このことから登山者の増加を後押ししている部分も大きいと思います。

登山アプリでは、登りたい山を選ぶと、難易度別にお勧めプランを提示してくれたり、事前に地図データをダウンロードできるので、電波が届かないところでもGPS機能のみでナビゲーション可能で、ルートから外れたら警

告してくれたりもするため、安全な登山が可能となっています。

このように便利な登山アプリですが、県警察で連携しているアプリ以外にも幾つもあって、しかもそれらのほうが利用者数が多いようです。

先進県である長野県では、現在三重県が連携しているアプリだけのときは、電子での届出数は約5万7000件で、届出件数全体に占める割合が26%だったのが、他のアプリにも広げたことで、1年で届出数が6万9000件に増え、届出全体に占める割合も40%と大幅に増えています。

そこでお伺いいたします。

一つだけでなく、他のアプリとも情報連携していけば、さらに登山届の提出率が向上し、防災・減災につながると考えられますが、今後、情報連携していくアプリを増やしていくお考えについてお伺いいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 登山アプリとの連携についてお答え申し上げます。

県警察では、現在取り組んでおります県警ホームページへの届出やコンパスの利用を促進するため、インターネット届出用のQRコードを掲載した広告看板の設置、あるいはツイッター等の各種広報媒体を活用した広報・啓発活動を推進しているところでございます。

登山用アプリは、コンパス以外にも一般企業が運営するものなど、複数のアプリが普及しており、運営会社と警察の間で協定を締結している県もあると承知しております。

登山用アプリを運営する一般企業との協定の締結につきましては、今後、既に協定を結んでおります他県の運用状況や必要性等を踏まえた上で、検討を進めてまいりたいと考えております。

山岳遭難を防止するためには、登山者に対する情報発信や安全指導が不可欠でありますので、登山計画書の提出を含め、引き続き、県の担当部局や市町、消防、山岳連盟等の関係機関・団体と緊密に連携しながら、各種取組を推進してまいりたいと、このように考えております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） もう少し他県の状況等も調査されて御検討いただくというところでございますけれども、先ほど紹介した長野県のほうでは十分効果が出ていると思いますので、ぜひとも、引き続きまして前向きに検討いただけたらと思います。今後とも、山岳遭難件数の減少に向けた取組をぜひともよろしく願いいたします。

次に、獣害対策についてお伺いいたします。

近年、イノシシや鹿などの野生鳥獣による農作物被害が全国各地で発生しており、令和2年度の全国での農作物被害額は161億円となっています。

農作物だけではなく、圃場の掘り返しやため池堤体の掘り返しなど、農地・農業用施設へも被害が及び、営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加につながり、農業や農村に暮らす人々の生活へ深刻な影響を及ぼしています。

また、農業分野のみならず、食害による森林の荒廃による土壌の流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等、様々な被害をもたらしており、被害額として数字に表れる以上に、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）

県の資料によりますと、農林水産被害金額は、平成19年に5億8483万1000円であったのが、平成23年には8億2088万5000円にまで増え、その後、様々な獣害対策をしていただくことで減り始め、令和2年には、平成23年の半分を切る3億6552万7000円となっています。

平成22年以降、獣害対策の効果と言えますが、しかしながら、近年は減り具合がかなり鈍化していて、さらなる対策が必要であると考えます。

そこで、今日は、農地や集落への侵入を防ぐための対策、また、増え過ぎている野生獣を捕獲するための対策、捕獲した獣肉を活用するための対策について、それぞれお伺いしていきたいと思います。

まず、侵入防止対策についてでございます。まず、野生鳥獣の侵入防止対策についてお伺いいたします。

これまで本県では、国の補助メニューなども活用し、鹿やイノシシの侵入を防止するための侵入防止柵の設置に取り組んでこられました。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）

侵入防止柵の整備については、平成23年度の整備延長555キロメートルをピークに減少し、近年では、年間整備延長が50キロメートル前後と短くなってきており、このことが被害額の削減の鈍化の一つの原因ではないかと考えられます。

私の地元でも、事業開始時には地域の意見がまとまらず、侵入防止柵の設置ができなかった地域が幾つもありましたが、被害が未設置地域に集中するようになったため理解が進んだり、農事組合ができて設置作業が可能になったりするなど、その後の状況変化により新たに設置の要望をいただき、行政におつなぎしたケースもありましたが、条件が合わず断念されたという話も複数伺っています。

そこでお伺いいたします。

被害額が減少したとはいえ、まだまだ3億円以上あるわけですから、地域の設置の機運を逃さずに事業化していくために、もっと寄り添った対応をしていただきたいと思いますと考えますが、取組についてのお考えをお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、獣害対策に関する県の支援策についてお答えします。

県では、野生鳥獣による被害の減少を図るため、市町、JA、猟友会などで構成する獣害対策協議会と連携して、集落ぐるみの追い払い、被害防止のための捕獲活動を進めるとともに、国の交付金を活用して対策の柱となる侵入防止柵の整備を進めてきました。

県が支援した侵入防止柵の整備延長は、令和2年度末現在で累計約2300キロメートルとなっており、捕獲の取組と併せることで、農林水産業被害金額は、令和2年度には約3億7000万円と、ピークであった平成23年度の8億2000万円に比べ、55%減少しています。

一方で、侵入防止柵の対策を行った地域から対策を行っていない地域への被害の拡大が見られることから、今後も侵入防止柵の整備を進める必要があ

と考えています。

このため、県では、侵入防止柵の整備を要望する地域に対して、獣害対策協議会と連携し、交付金の要件に合った整備ができるよう、計画段階から地域への丁寧な事業説明、効果的な設置場所の検討など整備に必要な調整、整備の実施や整備後の管理に必要な体制づくり、地域住民による整備に必要な技術習得支援を行っているところです。

今後も引き続き、獣害対策協議会と連携しつつ、地域の要望に沿った侵入防止柵の整備への支援を進めることで、野生鳥獣の被害減少につなげてまいります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） お答えいただきましたとおりですので、ぜひ引き続きまして、地域に寄り添った対策をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、侵入防止柵が道路等で切れてしまっていて、どうしても被害が減らせない箇所もあると聞いておりました、そういうところに、国において侵入防止柵で困う代わりに、グレーチングを設置して獣の侵入を防ぐという新たな技術も紹介されておりました、先進県では設置の動きも始まっております。ぜひこういうことにつきましても周知していただき、要望する地域があれば御支援いただければと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

次に、捕獲の推進についてお伺いいたします。

国では、生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じ、当面の捕獲目標として、鹿、イノシシの生息頭数を10年後までに半減させることを目標とした抜本的な捕獲強化対策を平成25年12月に環境省及び農林水産省にて策定し、捕獲の推進を支援しています。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）

今後も捕獲を推進していくためには、捕獲者の確保が重要だと思いますけれども、大日本猟友会によりますと、狩猟への新規参加者は平成の時代になって大きく減少し、結果として狩猟者全体数の減少と高齢者の割合が増加

しているとしています。

また、狩猟免許制度が現在のような試験制度になった昭和54年度においては、免許交付数は約45万件で、そのほとんどは猟銃免許であり、網・わな猟免許の発行数は約1万件ほどでした。

平成28年現在では、約20万件の狩猟免許が交付されていますが、ライフルなどの猟銃免許は高齢化による引退等で減少し、一方で、比較的取得が容易なわな猟免許は近年増加し、猟銃免許を上回っています。

本県においても、国の補助メニューなども活用し、鹿、イノシシの捕獲に取り組んでこられました。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）三重県において、これまで狩猟期間の延長や有害捕獲の推進などに取り組んできていただいたため、平成19年以降、捕獲数は順調に増えてきています。しかし、平成27年以降はイノシシが増えた分、鹿が減り、令和2年には、豚熱の影響だと思えるんですが、イノシシが減った分、鹿が増えていて、合計すると、平成27年度以降、ほとんど横ばいとなっています。

そこでお伺いいたします。

今後さらに捕獲を推進していくためには、さらなる捕獲者の確保や捕獲力の強化が必要と思いますが、本県における狩猟免許の所持者数の状況や捕獲推進の取組についてお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、捕獲の強化につなげていく県の取組についてお答えします。

県内の銃、わな、網の狩猟免許所持者数は、令和3年11月現在、延べ人数で約4000人となっており、近年、横ばい傾向で推移しています。

しかしながら、狩猟免許を所持しているものの捕獲の実績が少ない方もいるため、狩猟免許の取得促進と併せて、捕獲技術の向上や捕獲に係る労力の軽減を図り、捕獲の強化につなげていく必要があると考えています。

このため県では、狩猟免許所持者の確保に向け、幅広い方に狩猟に興味を

持っていただけるよう、狩猟免許試験を受験しやすいよう休日を含めた試験の開催、狩猟の魅力を伝える山の猟師塾の開催、県民が参加できるフォーラムにおける狩猟の模擬体験を行っています。

また、狩猟免許取得後の捕獲技術の向上に向けては、狩猟免許所持者に対する銃及びわなの技術講習会を開催しています。

さらに、わなによる捕獲の大きな負担となっている見回りの労力を軽減するため、わなにかかった際にスマートフォンなどに通知が来るシステムの普及を行っています。

これらの取組により、50歳未満の狩猟免許所持者の割合が増加するとともに、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲頭数は、令和2年度に過去最高の約3万9000頭となりました。

今後も、狩猟免許所持者の確保に向け、幅広い方に関心を持ってもらうための環境づくりや情報発信に取り組むとともに、狩猟免許所持者の捕獲技術の向上や労力の軽減に取り組むことで、捕獲の強化を図ってまいります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

〇24番（森野真治） いろいろと取り組んでいただいておりますということでございますけれども、横ばいであるということも事実でございますので、ぜひとも、さらなる捕獲者の確保と十分な知識及び技術を持った次世代の捕獲者育成のためのプログラム開発や体制の構築に向けて努めていただきたいとお願いいたします。

続いて、獣肉の利活用についてお伺いいたします。

かつては、趣味として狩猟する人が中心で、捕った分は食用として有効利用されてきました。

しかしながら、近年の狩猟者の減少や山里に野生獣が活動範囲を広げたことによる栄養環境の改善により、野生鳥獣が爆発的に増加してきたことから、行政による有害捕獲が大幅に増え、捕獲鳥獣の埋却や焼却処理などに対する負担が、捕獲獣の拡大の妨げとなってきました。

これらを打開する策として、獣肉の有効活用に取り組むこととされ、本県

ではみえジビエとして有効活用を推進していただいています。

獣肉の利活用の拡大は、有害捕獲事業に頼らずに、今後も有害鳥獣を捕獲し続け、野生鳥獣と共存していくために大変重要であると考えます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、みえジビエの需要が落ち込んでいるとお聞きしており、影響を受けている事業者等への支援やさらなる販売促進に向けた取組が必要です。

そこでお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応も含め、みえジビエの販売促進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、みえジビエの販売促進に向けた県の取組についてお答えします。

県では、捕獲した野生の鹿やイノシシの肉をみえジビエとしてより安全でおいしく食べていただくため、適切な衛生管理や品質向上に向けた基準を定めたマニュアルを策定するとともに、マニュアルに沿って取り組む事業者や人材を登録するみえジビエフードシステム登録制度を推進しています。

また、この制度の登録事業者で構成するみえジビエ推進協議会と連携し、高品質なみえジビエの情報発信や販売促進に取り組んでおり、県内外の飲食店や量販店での取引につながっています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、みえジビエについても、特に飲食店での需要が減少し、その影響を大きく受けています。

このため、需要の回復に向けてみえジビエ推進協議会と連携し、首都圏で開催された大規模商談会への出展、登録店舗の協力によるみえジビエフェアの開催に取り組むとともに、販売拡大につながるよう、キャンプブームを需要の開拓に生かすための動画作成、大手アウトドアメーカーと連携した情報発信に取り組んでいるところです。

引き続き、全国トップクラスの衛生基準による安全で高品質なみえジビエの販売促進に向け、みえジビエ推進協議会と緊密に連携しながら、様々な機

会を捉えて情報発信に取り組んでまいります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 様々取り組んでいただいております。引き続き、ジビエの販売促進、それから新型コロナウイルス感染症の影響で苦しんでいる事業者への対応、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、先ほどの捕獲数の資料にもありますように、野生イノシシに豚熱の感染が拡大している影響で、昨年度のイノシシ捕獲数が大きく減少しており、ジビエとしての利用も減少しているとお聞きしています。

そこでお伺いたします。

適正な捕獲につなげていくためにも、豚熱が陰性のイノシシについてはジビエ利用を図っていくべきと考えますが、豚熱陰性イノシシのジビエ利用について、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） では、豚熱陰性野生イノシシのジビエ利用に向けた取組についてお答えします。

豚熱ウイルスの拡散防止のため、野生イノシシにおいて陽性が確認された地点から半径10キロメートル圏内の区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用については、令和元年8月以降、国からの通知に基づき、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡を行わないよう要請してきたところです。

一方、国は、野生イノシシにおける豚熱発生県からの豚熱陰性野生イノシシのジビエ利用を望む声を踏まえ、家畜防疫に加え、食品衛生も確保しつつ、感染確認区域で捕獲した陰性イノシシの出荷を可能とする枠組みを検討し、令和3年4月に、豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きを取りまとめました。

このことにより、豚熱ウイルス拡散防止対策を徹底することで、陰性イノシシをジビエとして利用することが可能となりました。

県では、市町、ジビエ処理加工施設等関連事業者に対して、本手引の周知

を図るとともに、説明会の開催や事業者からの相談対応を行っているところ
です。

引き続き、陰性イノシシのジビエ利用に向けて、ジビエ利用に取り組む意
向のある事業者に対して、適切に本手引に従って利用が図られるよう、必要
な施設整備に係る支援制度の紹介も含めて、きめ細かな支援に取り組んでま
いります。

[24番 森野真治議員登壇]

○24番（森野真治） 豚熱の関係の風評被害がございますので、それを早く取
り去っていただけるように努力していただきますとともに、引き続き、獣肉
の利活用につきまして取組をお願い申し上げますし、また、事業者等から相
談等がありましたら、ぜひ寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次に、ポリ塩化ビフェニル、PCB廃棄物の処理についてお伺いいたしま
す。

ポリ塩化ビフェニル、PCBは水に極めて溶けにくく、沸点が高いなど物
理的な性質がある、主に油状の物質で、熱で分解しにくく、不燃性、電気絶
縁性が高いなど、化学的にも安定しているため、電気機器用の絶縁油として
トランス、コンデンサーや安定器などに、また熱交換器の熱媒体、ノンカー
ボン紙など、昭和28年以降、幅広い用途に使用されてきました。

しかし、PCBが脂肪に溶けやすいことから、慢性的な摂取により体内に
徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことなど、有害性があることが明ら
かになり、社会問題に発展しました。

このため、昭和47年には製造が、昭和49年には輸入が禁止されましたが、
処分のための受入先が決まらず、所有者はPCB廃棄物を長く保管しなければ
ならない状況にありました。

平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措
置法が制定され、さらに、平成15年の国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基
本計画策定により、PCB廃棄物処理体制の整備が進められることとなりま
した。

それにより、PCBの濃度が0.5%を超える高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCOが全国5か所にPCB廃棄物処理施設を整備し、広域的に処理事業を行うことになり、濃度0.5%以下の低濃度PCB廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく無害化処理認定施設等において処理が行われています。

また、PCB特別措置法制定以降、PCB廃棄物の処理の現状に合わせ、関係法令の改正及び基本計画の変更が行われてきており、こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）直近の平成28年5月のPCB特別措置法の改正では、新たに処分期間が設定され、県内のPCB廃棄物の処分期間及び処分先は、高濃度PCB廃棄物については、照明器具の安定器、ウエス等の汚染物等についてはJESCO北九州で、令和3年3月末まででしたので既に終了しており、トランス、コンデンサー等については、愛知県のJESCO豊田で今月末の令和4年3月末までに処分しなければなりません。

また、低濃度PCB廃棄物については、全国の無害化処理認定施設、または都道府県知事等の認可施設で、令和9年3月末までに処分しなければなりません。

そこでお伺いいたします。

本県のこれまでのPCB廃棄物の適正処理の推進に向けた取組と、令和4年度当初予算でPCB廃棄物適正管理推進事業として約5000万円の予算案が提出されておりますが、今後の取組についてお伺いいたします。

〔増田行信環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（増田行信） ポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCB廃棄物の処理の、これまで適正処理に向けた県の取組と来年度、令和4年度の取組につきましてお答えいたします。

まず、平成13年に施行されましたPCB特別措置法、これ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法と申しますが、長期にわたるPCB廃棄物の保管が事業者において継続されたことから、紛失等による環境汚染が懸念されました。このために、適正な処理を推進するため

に制定されたものでございます。これは議員が御紹介いただきました。

この法律におきまして、いわゆる機器を保管している事業者の方々は、自らの責任により適正に処分するということが決められておりまして、その期限は、先ほども御紹介いただきましたが、高濃度のものは令和3年度末、低濃度のものは令和8年度末となっております。

このため、県といたしましては、平成27年度から今年度にかけて、高濃度PCBが含まれている機器などを保有しております可能性がある県内の事業所に対しまして、保有状況のアンケートであったり、判別方法に関する啓発の通知をこれまで延べ16万件送付しております。また、ホームページ等で情報提供を行ってまいりました。また、PCB含有の機器の保有が確認された事業所におきましては、適正な保管方法や処理の指導について丁寧に行ってきたところでございます。

このような取組によりまして、県内で高濃度、低濃度を含めますが、全てのPCB廃棄物を保有する事業者約2700事業者を確認しておりますが、令和2年度末で70%に当たります1900事業所が、その処分を完了しているところでございます。

そのうち、高濃度PCB廃棄物については期限が迫っておりますので、今年度末に約95%の処分が完了する見込みでございます。

来年度の取組でございますが、残された期間の中で、県内の全てのPCB廃棄物が適正に処理されますよう、保管状況等を的確に把握しまして、特に処分を完了していない高濃度PCB廃棄物を保管している事業所等に対しまして、年度内の処分を強く指導いたしますとともに、指導に応じない事業所に対しましては、改善命令であったり、また行政代執行を行うということを予定しております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 指導してきていただいたということでございまして、高濃度については95%、低濃度については70%が処理が済んでいるということ

でございますけれども、逆に言えば、まだ残っているところもたくさんあるということでもあります。

そして、令和4年度の予算については、全額代執行等による費用が全てでありまして、県として特にPCBの処分費用に対する補助制度があるわけではないということでございますね。

そもそもPCB廃棄物については、皆さん、そんな有害物質が入っていると知らずに購入しているわけですよね。それなのに、PCBが有害物質だと分かった途端に手のひらを返したように、勝手に捨てるな、排出者責任だと言って、購入者に高額な処分費用を負担させるということ自体がいかげなものであるかと思えます。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）こちらの地図は、令和8年度末までに処理しなければならない残りの低濃度PCB廃棄物の処理施設の一覧ですけれども、大部分を占めるトランスやコンデンサーなどの筐体が処理できる処理施設は、赤丸のところだけとなっています。

三重県付近には黒丸しかなくて、重たいトランスやコンデンサーをかなり遠くまで高額な輸送費をかけて運んだ上で、既定の処理費用がかかるわけです。利益が出ている企業であれば、経費で何とかなるかもしれませんが、頑張っって何とか経営を継続しておられる小規模事業者にはかなり厳しい話だと思っています。

本当は経営の厳しい中小企業や個人事業主に対する手厚い支援をしていたきたいところですが、少なくとも、この条件不利分については問題であると思えます。

そこでお伺いいたします。

処分期限まであと5年しかないため、県内に処理施設を確保することが不可能であるということであれば、せめて輸送費を負担するなど、本県に事業所があることにより生じる追加費用について補填するべきと考えますが、そのような補助制度の創設についてのお考えがないか、お伺いいたします。

〔増田行信環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（増田行信） 県における補助制度等の検討の意向はどうかということについてお答えいたします。

まず、県としては、先ほど御報告いたしました、まずは、高濃度PCB廃棄物の適正処分に注力していきたいと考えております。

その後、低濃度PCB廃棄物の処理につきましては、その後の処分状況の推移のほか、国や他の自治体の動向などをきちつと情報を整理しながら、必要性の可否について、併せて今後検討していきたいと思っております。

特にPCB特別措置法におきましては、事業者自らの責任で適正に処分することとされており、現在、県が確認しております低濃度PCB廃棄物を保管していました約1900の事業所のうち、令和2年度末で68%に当たる1300事業所がもう既に処分を進めていただいております。

今後、残されている期間は僅かでございますが、令和8年度末の処分期限を見据えまして、これまでの周知に加えて、改めて判別方法等を広く周知し、所有機器がPCB含有しているかどうかなどの分析機関の御案内とか、法令上の届出とか、適切な処分方法につきまして、きめ細かやかに分かりやすい情報を発信しながら、事業者へ丁寧な支援を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） まだまだたくさん残っておりますし、残っているところこそ、多分、経営的に厳しくて保留しているところが多いと思っておりますので、ぜひとも低濃度PCB廃棄物の処分期限までに適切に処分されるよう、引き続きの取組をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

最後に、国道368号の整備促進についてお伺いいたします。

国道368号、通称名張街道の整備事業は、旧上野市と名張市間の交通混雑の解消や安全の確保のため、旧国道368号が集落内を通過しており拡幅が難しいことから、一部バイパス区間とするなどの抜本改修を含め、昭和63年の事業開始以降、35年近く整備が続けられています。

しかしながら、まだ2車線区間もあり、朝夕には慢性的に渋滞が発生するため、旧道や周辺道路への通過交通の流入が現在も続いており、早期の全線4車線化が待たれています。

また、今年秋には、岡波総合病院が上野市街地から国道368号沿線に移転する予定となっており、伊賀市北中部からの救急搬送時間が延びることが懸念されています。

さらに、以前、国において検討されていた上野インターチェンジの抜本改修事業が、4車線化工事の遅れによりキャンセルになったと聞いており、今後の事業進捗についても心配されています。

そこでお伺いいたします。

国道368号の4車線化工事の今後の進捗見通しと上野インターチェンジへのスムーズな交通の接続についてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 国道368号の整備の進捗状況についてお答えさせていただきます。

国道368号につきましては、伊賀市と名張市を結ぶ区間について、朝夕を中心に著しい渋滞が発生しているところでございます。

このため、伊賀市内につきましては、名阪国道上野インターチェンジから菖蒲池交差点までの5.1キロメートルについて順次4車化を進めており、うち2.2キロメートルが4車化が完成したところでございます。

現在事業中の山出団地入口交差点から上之庄南交差点間の1.1キロメートルにつきましては、民間病院の移転までに4車線化を確実に完成してまいります。

その先の上野インターチェンジまでの区間につきましては、木津川に架かる大内橋の工事を現在行っており、橋脚は完成し、現在、橋桁の工事を進めているところでございます。

また、その大内橋より北の上野インターチェンジの部分については、現在

設計を進めているところでございます。

この部分につきましては、ほかの区間と違って用地取得も必要となるために、大内橋の4車線化との同時供用といったことはできません。このため、できる限り円滑に4車線から2車線にすり付ける工夫を今検討しているところでございます。

いずれにしましても、国道368号につきましては、伊賀地域の経済、観光、安全・安心を確保するための重要な幹線道路であると認識しております。4車線化の早期完成を目指して進めてまいります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 順次進めていただいておりますけれども、今御答弁にありましたとおり、大内橋の拡幅後、上野インターチェンジまでの部分がやっぱり問題だと思っています。

上部工が始まったばかりなので、あと2年かぐらいはかかるんですよ、架け終わるまでに。その間の間に、ぜひ用地取得も含め、終わらせていただいて、上野大内橋が通ると同時に4車線でそのまま、暫定で結構ですので、据え付けていただいて、その後の上野インターチェンジの大規模改修を待っていただくということで、そこで2車線になってしまうと、やはりインターから下りる車とか上がる車とか、南北通過する車とかがすごくボトルネックになってしまって、大きな解消効果が出ないということも考えられますので、ぜひともそこを同時にやっていただくように、工夫して進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は、地域の皆様方からいただいている要望や、様々これから県が持続的に、また安全・安心にしていけるようにという思いから様々な質問をさせていただいたところでございます。

ただ、必ずしもいい答弁ばかりだったわけではありませんけれども、引き続き、県政がよりよくなるように、当局の皆様の御尽力を重ねてお願い申し上げまして、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

- 副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。
午後2時10分休憩
-

午後2時20分開議

開 議

- 副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。17番 田中祐治議員。

〔17番 田中祐治議員登壇・拍手〕

- 17番（田中祐治） 自由民主党会派、松阪市選挙区選出の田中祐治でございます。

本日、最後の質問となりました。大変お疲れのところ申し訳ございませんが、もうしばらくお付き合いをいただきますように、よろしく願いいたします。

今日はおめんように、（実物を示す）いつものこの松阪木綿のネクタイを締めてやってまいりました。それに今日はプラスして、（実物を示す）この三重県産材でつくったヒノキのバインダーを持ってまいりました。

この香りが皆さん方に届かないのは残念でありますけれども、このヒノキに含まれる木の香りは自律神経活動を鎮静化して、リラックスさせる効果があることが分かっております。このヒノキの香りに包まれながら、穏やかな気持ちで質問させていただきますので、どうぞ前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速、質問を始めさせて

いただきます。

まず、初めに、地域公共交通政策について、2項目にわたって御質問させていただきます。

この地域交通計画につきましては、これまでの多くの議員が質問されてまいりました。先日の代表質問におきましても、倉本議員が質問されたところではありますが、私のほうにも多くの利用者の方々、そして事業者の方々から切実な思いが届いておりますので、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1項目めの民間事業者をどう支えるかについて、お伺いいたします。

地域公共交通は、県民にとって、通勤、通学、通院や買物など、日々の生活に欠かせない交通機関であります。しかし、その多くの地域で、人口減少による利用者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより観光客の減少、密を避けたいという気持ちやテレワークなどの普及により需要が減少し、赤字路線がさらに拡大していることに加え、運転者不足のため、維持は大変厳しくなっております。他方、高齢者の運転免許証の返納が年々増加していることから、受皿としての役目はますます重要になっております。

また、山間地域を多く抱える本県では、交通手段を持たない交通弱者にとって路線バスは必要不可欠なものであり、将来にわたって安心して暮らしていくために残していただきたいとの切実な声を聞いております。

全国的に見ると約7割のバス事業者において、一般路線バス事業者の収支は赤字で、平成20年度から10年間で、路線バスの総廃止距離は1万3000キロメートルに及んでおります。

(パネルを示す) この表は、令和2年度、三重交通松阪営業所管内、地域間幹線運行状況ですが、国や県からの補助を受けても、松阪営業所管内だけで年間約1億2800万円の事業所の持ち出しとなっております。県下全体では7億円の負担と伺っております。

(パネルを示す) また、このグラフは、令和3年、軽油価格の推移であります。このように軽油価格が急騰している中、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、さらに価格が上昇しております。軽油価格が年間平均1リットル当たり10円上昇すると年間で約1億円の利益が消失するとのことでございます。このグラフであります。年間で約1億4250万円が消失したことになります。

制度上は、バス事業者は、路線バスの参入、撤退は自由であります。路線バスの多くは、国や都道府県、沿線市町村などから補助を受けているため、自治体等と協議して、可能な限り維持に努めているのが現状であります。

令和2年11月に、一般財団法人地域公共交通総合研究所が公表したアンケートでは、コロナ禍で経営が危機的な状況下でも運行継続を政府や自治体から要請されており、36%は減便を行いながら運行を継続し、64%の企業では、社会的使命の下で平常どおり運行を続けているとの回答結果でございました。

通常でも経営の厳しい地域公共交通は、新型コロナウイルス感染症での影響でさらに厳しくなっております。県として民間事業者をどう支えていくのか、地域連携部長にお伺いいたします。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長(山口武美)** それでは、厳しい経営環境にあるバス事業者に対して、県としてどのように支援していくのかという問いにお答えさせていただきます。

議員のほうからも御紹介がありましたけれども、バス路線については、通勤、通学や買物など、県民の皆さんの日々の生活を支える重要な移動手段であることから、県としまして、市町との役割分担の下、国と協調しながら運行に係る費用等を支援しているところでございます。

そのような中、バス事業者からは、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況がますます悪化しているとの要望があることを踏まえ、私どもとしまして、利用者減にもかかわらず減便せずに運行を継続す

ることに対する費用としまして、令和4年度も必要な予算額を当初予算で、今、確保するべく、要望しているところでございます。

それと、バス事業者に対する補助制度におきましては、輸送状況に応じた減額要件を適用しない要件緩和などにつきまして、昨年秋の国への提言活動等で要望も行ったところ、国からは昨年度に続く要件緩和の実施が示されました。

本県におきましても、それらを受けまして、早速、先般の2月の補正予算において本議会でもお認めいただいたということで、追加の予算措置を行ったところでございます。

それで、費用支援については、今申し上げたようなことなのですけれども、一方、それだけではということで、利用促進というのが何よりも大切かなと思っていますところでございます。

これにつきましては、バス路線等の維持、活性化のためには、地域の関係者が連携しながら利用促進に取り組み、地域全体で今後の地域公共交通をどう支えていくのかというのが重要であるかなと思っています。

それで、特に中山間地域など利用状況が悪い路線につきましては、昨年度なんですけれども、利用者に、利用目的であったりとか、出発地と目的地、それと利用区間などの聞き取り調査などを実施して、一例なんですけど、その結果を基に、例えば利用促進のための路線バスと、それと、その地域地域のコミュニティバスとの接続であるとか、停留所位置の移設であるとか、そのような利便性の向上を図っているところでございます。

これを、大きな変化と見るか小さな変化と見るかということなんですけれども、こういう積み重ねであっても、少々やっぱり利用者の増には影響しているところでございます。

そういう中、バス事業者の経営状況を把握しながら、コロナ禍においてもバス事業者が運行を維持できるよう、補助制度のさらなる要件緩和であったりとか、拡充であったりとか、また、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分への必要な経営支援などについて、国に対しても要望等を行ってま

いりたいと思います。

それを、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたけれども、その軽油の上がっているという話であったりとか、私どもつい先日も三重交通の本社の方が来ていただいて、そのような同種のことを私も聞いているところでございます。

そのようなことも踏まえて、県として地域全体で地域公共交通を支えていけるよう、引き続き、バス事業者、関係市町、国と連携して、それとバスではないですけれども、先般、稲森議員のほうからも話がありましたけれども、何らかの工夫等も踏まえた上で、利用促進策に取り組んでいけるようにまいりたいと思います。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

令和4年度も補助が確保されている、また、2月補正予算でも予算を追加したというお話を伺いました。そして、また、利用促進に向けても、現在取り組んでいるというお話でございました。

また、このCO₂の削減面からも、コロナ禍でマイカーに移行している現状を、ぜひともこの地域公共交通に戻ってこられるような、そんな施策も考えていただければと思います。

また、現在、今、滋賀県でありますけれども、県内の地方鉄道や路線バスが存続の危機にあるというような認識から、新たな税源の確保として交通税の検討も行っておられます。ぜひとも研究されればと思います。

次に、地域公共交通計画の作成についてお伺いいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日に施行されました。改正法では、原則として、全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら、公共交通の改善や移動手段の拡充をはじめ、持続可能な運送サービスを推進するよう求めております。

この地域公共交通計画の作成は努力義務とはなっておりますが、令和3年5月末までに、651の都県及び市町村が作成済みとなっております。

先日の倉本議員への答弁の中でも少し触れられましたが、三重県の地域公共交通計画の作成について、地域連携部長にお伺いいたします。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** 地域公共交通計画の予定はあるのか等について、お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、バス路線、非常に厳しい状況にあるということも含めまして、今後、高齢者の運転免許証の自主返納がさらに進むと、地域の実情に応じた持続可能な移動手段をどう確保することがということが大切なと考えておりますけれども、また、一方、リニア中央新幹線であったりとか、高速道路の整備の進展など新たな動向も踏まえながら、本県が目指す交通ネットワークの方向性について、整理していく必要があると考えているところでございます。

そのような中、県では、令和2年に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえまして、鉄道やバス等の従来の地域公共交通サービスに加えまして、自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバスなどの多様な輸送資源に総動員によりまして、新たな交通に関する方向性を示したマスタープランである地域公共交通計画を、令和5年度内に策定したいと考えております。

この計画期間ですけれども、5年程度という前の段階で予定しておりまして、地域公共交通の維持・確保、利便性の向上などに向け、現状の分析であったりとか基本的な方針、その方針に即した目標の設定、目標達成のための地域などを盛り込んでいく予定でございます。

そのため、まず、令和4年度ですけれども、来年度、地域の公共交通の現状・課題の洗い出し、それと、多様な輸送資源、県内の交通空白地域の状況、公共交通利用者の移動特性等を把握し、交通に関する方向性を整理するための基礎調査を実施してまいります。

また、同法に基づきまして、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、これ、仮称なんですけれども、三重県地域公共交通協議会をこの3月中に設立する予定でございます。

同協議会では、委員として地域住民、有識者、各公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、警察、国、市町など、様々な立場の方に参加いただいて、先ほども申し上げましたけど総動員という言葉ということも、幅広く意見をいただく予定でございます。

さらに、県内では、既に同計画の作成が一部の市町で進められているところでもありますけれども、こうした市町とも連携し、計画内容の整合を図りながら作成を進めるとともに、未作成の市町に対しても同計画の作成を働きかけ、共に一緒になって議論してやっていこうと考えているところでございます。

県としましても、地域公共交通計画の作成を通じまして、将来の社会情勢の変化に対応できるまちづくり、地域づくりと連携した、地域が自らデザインする今後の地域公共交通の在り方を検討する中で、地域の進展、三重の進展につなげていきたいと思っております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

3月中に地域公共交通協議会を設立して、令和5年度内には作成いただけるということでありました。私ども、この地域の特性に合わせた地域公共交通計画を作成していただければと思います。また、この件につきましては、機会があれば、完成後に質問させていただければと思います。

最後に、知事にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症収束後も、県内の公共交通は厳しい状況が予想されます。地域公共交通は地域づくりの基礎であり、提供する責任は自治体にあると言われております。そもそも収益の見込めない路線を民間事業に任せること自体、無理があるように感じてはおります。

知事も他の議員への答弁で、交通の分野は国土交通省がやっていて、県に

はほとんど権限を落としていないと答えられております。私もそのように理解させていただいてはおりますが、ならば、この財源の充実を国に求めていくという必要性も感じております。

一見知事は、国土交通省の出身で、中部運輸局にもおみえになったということでございますので、地域公共交通につきまして、知事としての御見解をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 公共交通はかなり広範で、航空とか海運とか鉄道、バス、タクシー、非常に幅広いものですから、全体を俯瞰するのはなかなか難しいので、委員から御指摘もいただきましたが、自動車交通、時にちょっと鉄道に触れるかもしれませんが、それを中心に御説明させていただきたいと思っております。

公共交通の必要性は、人口の高齢化によりまして、ますますその必要性が高まっております。さらにはCO₂の排出量の抑制という意味からも、公共交通の必要性が叫ばれているところでございますけれども、なかなか地方で公共交通を維持していくのは難しいところでございます。

かつては公共交通は内部補助という形で、市街地の路線の収入で山間部の赤字路線を維持したり、あるいは貸切りバスですね、バス事業、三重交通もそうですけれども、貸切りバス事業を持っておられます。そこは収入が上がるので、その収入で赤字の路線バスを維持すると。委員の資料にも赤字の路線を書きいただいておりますけれども、そういうところ多いんですよね。

ですが、平成14年に道路運送法の改正がありまして、もう日本中で規制緩和するというところで、当時、運輸ビッグバンと言われていましたけれども、航空でも、海運でも、鉄道でも、バスでも、タクシーでも規制緩和することになりまして、それで協創の施策が持ち込まれたものですから、赤字の路線の維持が、黒字路線の黒字が減りまして、なかなか厳しい状況になっているのは事実であります。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして輸送量が減りまして、かつて黒字であったところもかなりの赤字

になっていると、これが実態です。

私が中学生のときに一時期、バスを使って通学していましたが、そのバス路線はもう社会人になるときは、先ほど御指摘いただいた、中部運輸局の自動車部長をやっているときにはありませんでした。コミュニティバスを運営してくれていたんですけど、それも今ではないということで、なかなか90歳の年寄りが、自分で運転して移動せなあかんという状況ができています。これ、どこでも三重県内、そんな状況やと思っております。

そういった状況をどういふふうに変えていくのかということで、先ほど部長が答弁しましたが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で地域公共交通計画をつくって、これからしっかりとやっていかないかんということであります。

バス会社は、もともとバス事業というのは損益分岐点はかなり高いんですね。一定の収入を上げるためにかなりのコストがかかります。新型コロナウイルス感染症で収入が見込めないと、もうほとんど赤字路線になってしまうと、こういう状況です。

もともと公共交通の維持の方策は欧米型と日本型とありまして、欧米型は公的セクターが、これがもう運営をするなり、かなり支援するという型でやってきましたけど、日本は国土の形状からして鉄道特性があるということと、それから、人口がかなり増えていましたので、民間でも十分運営が可能でありました。ところが、もうそれはできなくなっているのが今の状況であります。これ、人口減少問題と直結しているんですね。

今、どんなふうになっているか簡単に申し上げると、大きく言うと大都市型と、それから地方都市型と、それから中山間地過疎型、この三つに分かれると思っています。

大都市型は、共同運行したりなんかして、民間会社でもまだ何とかやれています。特に3大都市圏は、コロナ禍の前は実は高齢化が進んでいて免許返納があったということで、バスの輸送量はちょっと上がってきていました。

地方都市型でありますけれども、これはやっぱり赤字が継続するので、こ

れ、鉄道も同じですけれども、公設民営を考えていかないといけない時代になっているということでもあります。したがって、かつてから第3セクターあるいはコミュニティバス、こういうふうにやってきましたけど、これも進めていく必要があるということでありまして、これは利用促進によって何とか頑張っってやっっていくかんです。

でも、利用促進と言っているのはまだ幸せなほうでありまして、中山間地とか過疎地に行くと、もう利用促進のやりようもないということになりますので、これは私が自動車局長のときに法改正、令和2年の先ほどの活性化法と同じ時期に法改正をしたんですけれども、同じ法律の中で改正しましたけれども、自家用有償旅客運送制度というのがあります。これ、もうボランティア輸送ですね。地域で、60代、70代、まだ元気な人が、80代、90代の人を乗せて運ぼうという制度でないと、もう運営できないということになっているわけでありまして。

これは令和2年の法改正で道路運送事業者、例えばタクシー事業者がそれを支援するってやり方もつくりましたので、これからそれを三重県でも展開をしていく必要があると思っております。各地で様々な取組をやってくれています。

市とか町では、熱心に取り組んでいただける係長とか補佐の方もおられて、そういった方々と一緒に、もちろん市長、町長とも一緒ですけれども、公共交通施策をやっっていくたいと思っております。

自動運転のレベル5が実現すれば問題はないかと思っておりますけれども、これ、なかなかすぐには実現できません。それまでの間、市町、交通事業者と連携しながら、交通維持に対応していかなくちゃいけない。

例えば一つ、スクールバスを利用するというやり方もあるという話もございます。まだ地方でも学校があったりします。それから、道の駅を拠点として、レベル5の自動運転ってなかなか難しいんですけど、レベル4の自動運転を使うというやり方もありますので、そういったことについてこれからしっかりと考えていきたいと思っております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。思った以上の御丁寧な御説明、ありがとうございます。

知事の思いをぜひともこの地域公共交通計画に盛り込んでいただいて、民間事業者または自治体等も連携しながら、進めていただければと思います。

それでは、次に、ウッドショックをどう捉えるかについて、2項目にわたってお伺いいたします。

まず、1項目めのウッドショックへの対応についてであります。新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックにより、アメリカや中国での木材需要の増大に加え、海上運輸のコンテナ不足など総合的な要因も重なり、世界中で木材需要が逼迫しております。このようなことから、令和3年3月から輸入木材の物流が停滞し、市場への供給が激減するウッドショックと言われる木材不足が生じております。

需要に対して供給が追いつかず外材価格が高騰し、価格が2倍に跳ね上がり、現在も高値で推移しております。これに伴い、代替部材として国産材も取り合いとなり、30年ぶりの高値に戻りつつあります。

先月の2月9日に開催されましたウッドピア松阪の特別市を視察してまいりました。輸入材に代わる国産材の引き合いから、杉原木、並材製材品においては、依然高値での取引が続いております。

（パネルを示す）この図は全国の素材価格と木材製品価格の推移ですが、このグラフのように、杉丸太の価格は昨年より3割程度増、木材製品価格は2倍近くになっております。また、この製品需要が増加したことにより、合板及びバイオマス燃料の木材の調達が非常に厳しくなっております。このようなことから、住宅の着工の遅れも危惧されております。

今回のウッドショックは、外材から地域材に転換していくというビッグチャンスではありますが、原木の確保、供給が追いついていない状況になります。ウッドショックに係る県内の状況を踏まえ、県はどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） ウッドショックによる県内の状況を踏まえた対応についてお答えします。

令和3年3月頃からの世界的な木材需給の逼迫による木材価格の高騰に伴い、県内においても外国産材の代替需要が発生し、国産材が品不足となり、市場価格が上昇するなどの影響を受けました。

現在は製材品の品不足はほぼ解消されておりますが、製材品の需要が増加したことにより、合板やバイオマス燃料用の原木については、調達しにくい状況となっております。

一方で、ウッドショックを契機に国産材需要に対応するため、製材事業者と伐採事業者が直接取引し、効率的に木材を調達することで製材品の増産につながるなど、新たな動きも生まれています。

県では、ウッドショックを県産材のシェアを拡大するチャンスと捉え、生産能力の向上や供給体制の構築、原木供給の増加に向けた取組を行っています。

生産能力の向上については、効率的な木材加工施設や乾燥施設の導入を支援しています。

また、供給体制の構築については、川上から川下までの事業者の連携強化や、サプライチェーンの構築に取り組んでいます。

さらに、原木の供給については、短期間で大幅に増加させることは難しいことから、中長期的な視点に立って、森林作業道の整備や高性能林業機械の導入支援、スマート技術の導入による作業の省力化、効率化、伐採と植林の一貫作業システムや低コスト造林の普及による経費の削減、みえ森林・林業アカデミーにおける林業従事者の技術向上などに取り組んでいます。

今後も、引き続き県内の木材供給状況を注視するとともに、市町、林業関係団体とも連携して木材の安定供給に取り組むことで、県産材のシェア拡大につなげてまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

県としてもこのチャンスに逃すことなく、県産材の促進に努めていく、そして、川上、川中、川下についてのいろいろな施策も御説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、県産材の利用促進に向けてについてお伺いいたします。

今回のウッドショックの影響は、住宅産業にとどまらず、様々な市場との関係から、地域県材に与える影響も非常に大きなものだと思っております。

原木の安定供給と併せて、県産材の需要拡大をしていくことが、コロナ禍の収束後の繁栄にもつながっていくのではないかと、そんなふう思っております。

令和3年4月1日に議員提案により制定した三重の木づかい条例では、県産材の魅力の向上と促進及び県産材の国内外への販路拡大に努めなければならないと定めております。

また、通常国会において、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律が、令和3年10月1日に施行されました。

この法律は、これまでの公共建築物から、さらに民間建築へ踏み込み、木造・木質化建築物を拡大させることで、木材等の木材活用を促し、気候変動の原因である二酸化炭素を木材内部に長期貯蔵させ、温暖化への対策等に資するものであります。

具体的な補助事業は令和3年度補正予算、また、あるいは令和4年度当初予算に反映されていくということが予想されております。

全国的にこのような動きがある中で、三重県として県産材の利用促進に向けたどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、県産材の利用推進に向けた取組についてお答えします。

県では三重の木づかい条例に基づき、令和3年10月に施行したみえ木材利

用方針の下、建築物に加え、事業活動や日常生活など、様々な形で木材利用を推進しています。

具体的には、中大規模の木造建築物の設計ができる建築士の育成、耐火性能や耐久性を有する新たな県産材製品の開発支援、県民の目に触れる機会が多い県有施設の木質化、民間事業者の自発的な木づかいの取組推進などに取り組んでいます。

また、令和4年度からは、本県の主力製品である、節がなく美しい優良材のPRと利用拡大に向けた建築物の表彰制度の創設、日常生活における木づかいの推進に向けた魅力的な木製品の開発支援にも取り組んでいくこととしています。

木材を、暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、脱炭素社会の実現にもつながると考えています。

今後も、県民や事業者の皆さんの参加の下、様々な形で県産材を利用していただけるよう、市町、林業・木材・建築の関係団体と連携して取り組んでまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

取り組んでいただけるということでございます。

このウッドショックは、当面続くというようなことが予想されております。他の都道府県との差別化を図りながら、このウッドショックをウッドチャンスに変えるべく、鋭意、施策を進めていただきますようお願いを申し上げます。この件を終わらせていただきます。

次に、外来魚対策についてお伺いいたします。

三重県は豊かな自然に恵まれ、私たちはその恩恵を受けて日々の暮らしを営んでおります。その資源を守り、育んでいくための種苗放流や、カワウやブラックバスの駆除、産卵場の整備、さらには、河川清掃や不法投棄の監視など、中心となって取り組んでおりますのは地元の内水面漁協でございます。

しかし、内水面漁協の多くは、組合員の減少や高齢化、収入の減少など影響を受け、活動が低下してきております。

そんな中、令和3年度から三重県に取り組んでいただいている内水面水産資源の回復促進事業は、内水面漁協の大きな支えとなっております。おかげさまで、令和3年度は、内水面漁協が連携の下、電子遊漁券システムの導入や、カワウ駆除のためのドローンライセンスの資格取得に向けた取組を始めております。

今後関係者と御協議いただきながら、さらに充実した事業となりますように、御支援を賜りたいと思います。

それでは、本題の外来魚対策についてであります。日本生態学会は、生物多様性保全のために日本の侵略的外来種を指定しておりますが、その中にオオクチバス、コクチバス、ブルーギルが含まれております。

これらの外来種は、全国の河川、湖沼で繁殖し、日本の在来種のメダカ、タナゴ類、ドジョウやフナに加え、ヤゴ等の水中昆虫も捕食することから、日本の生態系が壊されつつあります。

榎田川では、平成27年の調査で初めてコクチバスが確認されましたが、僅か数年で生息範囲や生息数が拡大しております。

(パネルを示す) これは私も委員を務めさせていただいております榎田川自然再生推進会議の資料を基に加工したのですが、令和2年5月の調査結果では、1.2キロメートル区間の3か所でコクチバスの稚仔魚、約1万400個体が確認されました。ほかにも多くの地点で確認されていることから、榎田川全体では、計り知れない数のコクチバスが生息していると推測されます。

このようなことから、内水面漁業協同組合をはじめとする活動団体が、生態系を守るために外来魚の駆除を行っております。(パネルを示す) この写真は、雲出川支流の榎原川で電気ショッカーにより駆除したオオクチバス、コクチバスの外来魚でございます。(パネルを示す) この写真は、榎田川で投網によって駆除したコクチバスでございます。

令和元年6月定例会会議で、三重県の外来種対策について一般質問をさせ

ていただきました。当時の農林水産部長からは、被害対策については、県や市町によるため池の池干しなどの際の駆除のほか、放流を禁止する看板を設置している。今後も積極的な取組が進むよう、駆除活動への支援を行っていくという御答弁をいただきました。

しかし、県や市町や活動団体が駆除活動を実施しているにもかかわらず、特定外来種は増え続ける一方であります。

コクチバスが1キログラム成長するのに、最低でも3から4倍の魚が食べられると言われており、このままでは日本古来の在来種が激減してしまう可能性を感じております。

これまでの成果と今後の外来魚対策について、お伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、外来魚対策についてのこれまでの成果と今後の取組についてお答えいたします。

県では、これまで、国、市町、自然保護団体とともに、みえ生物多様性推進プランに基づき、生物多様性の保全に向けた普及啓発、希少種の保護活動、駆除を含めたブラックバス等の外来魚対策に取り組んでまいりました。

具体的には、県が管理する三重県民の森において、毎年、公園内の池の水を抜く池干しに合わせて駆除を行っています。また、県が農業用ため池の改修工事を行う際には、ブラックバス等の外来魚駆除を実施しております。

さらに、県民の皆さんを対象に、自然観察会や環境学習情報センターの講座を通じて、生態系の保全のための外来魚対策の必要性などの普及啓発に努めているところです。

一方、外来魚駆除活動の支援として、地域の皆さんが自主的に外来魚の駆除を実施する場合、活動に必要な資材の購入に対する経費の助成を行うとともに、漁業者が行う外来魚による食害対策についても、今年度から内水面水産資源の回復促進事業により取組の強化を図っており、現在、県内3漁協に対して支援を行っているところです。

さらに、みえ生物多様性パートナーシップ協定に基づき、支援を求める活

動団体とCSRに取り組む企業とのマッチングを行い、保全活動の一つとして外来魚の駆除活動を進めています。

今後も、引き続き国や市町、自然保護団体、漁協と連携し、外来魚駆除の取組を進めてまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

今もいろんな形で取り組んでいただいているというような御答弁でございましたが、一向に減っていないのが現状でございます。このことを十分捉えて現地調査をしていただくなど、しっかりと現地に合わせた対策を取っていただければと思います。

そして、また、この駆除した外来魚ですけれども、ジビエのように食材にしたりとか、あるいは魚粉にしたり利用するなど、そのような施策もお考えをいただければと思います。

この件につきましては、これで終わらせていただきます。

次に、農業者支援についてお伺いいたします。

本県の農業は、温暖な気候、中京、阪神の大消費地に隣接しているなど、立地条件に恵まれていることから、地域経済を担う重要な産業となっております。

しかし近年、人口減少、食生活の多様化などにより、消費者の米離れが加速してきております。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による外食産業の需要の減少により、令和2年度、令和3年度と米の価格は大幅に下落いたしました。

（パネルを示す）この表は、コシヒカリ1等米1俵の全農概算金の推移を表したものです。令和元年度産は1俵当たり1万2500円、令和2年産は1万1800円、令和3年産は8800円と、1年間で3000円の下落、2年間では約3割の3700円の下落となっております。

三重県の標準単収10アール当たり8.25俵で試算すると、令和3年度は単年度で10ヘクタール当たり247万5000円の所得が減少したことになります。そ

して、この米価の下落に加えて、農業用機械や肥料等の価格が高騰していることから、所得はさらに減少しております。

私も農家の生まれでありまして、父が亡くなる一昨年前まで一緒に米づくりをしておりましたが、1俵当たりの価格が2万円を超えている、そのような時期もありました。それを考えますと、今の米価は半額以下となっております。

(パネルを示す) この表は民間在庫の推移ですが、古米の消費が進まない中、令和2年産の持ち越し在庫が31万トンと、前年の約2倍に膨れ上がっております。また、令和3年12月の民間在庫量が349万トンで、前年同期と比較すると7万トンの増加となっております。このように在庫量が増加していることから、米価の低迷は今後も予想されます。

農業者のセーフティーネットとして、青色申告者を対象とした基準収入の9割を補填する収入保険と、認定農業者に対する農業収入の減少の9割を補填する収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策ではありますが、未加入者にはそういう保険は一切ありません。このようなことから、多くの自治体は令和3年度米に対し、補填制度未加入者向けの事業を創設しております。

現在、三重県の担い手農家への農地集積率は約4割であると伺っております。こうした農地の集積率を踏まえると、まだまだ本県の農業は、水田農業を中心に小規模な家族農業が担っているとと言っても過言ではありません。

こうした状況にあって、さらなる米価の下落は農家の生産意欲を後退させ、経営を断念する農家が増大し、やがては遊休農地の増加にもつながりかねません。

コロナ禍という危機的な事態の中で、担い手への支援はもちろんのことですが、小規模な家族農業の継続に向けての新たな支援策を導入すべきであると考えますが、農林水産部長の御見解をお伺いいたします。

[更屋英洋農林水産部長登壇]

○農林水産部長(更屋英洋) それでは、本県の水田農業を支える小規模な家族農業の継続に向けた取組についてお答えいたします。

本県における担い手への農地集積率は、令和2年度末で約42%となっている一方で、小規模な家族農業が水田を中心に農地の60%弱を担って耕作を継続しており、小規模家族農業の継続を図ることが農地を守っていく上で大変重要であると考えています。

こうしたことから、県では、令和2年度に策定した三重の水田農業戦略において、小規模な家族農業の継続に向けた支援を掲げ、品質向上による所得向上と労働力の確保に向けた取組を推進しています。

具体的には家族農業でも活用できるスマート技術を生かした、品質向上や省力化につながる肥料散布や病害虫防除に係る技術の実証と普及、農繁期に労働力が不足する農家と副業など短時間の労働が可能なワンデイワーカーをマッチングする仕組みづくり、農業機械の共同利用や意欲のある農家への中古農業機械に係る情報の提供などに取り組んでいます。

また、農家のセーフティーネットとして、自然災害による収入減少を補うための農業共済制度や、米価の下落による収入減少にも対応できる収入保険制度への加入促進を図っているところです。

さらに、今後は、水稻と野菜の複合経営を行う小規模な高齢農家などを対象として、野菜などを卸売市場に共同運搬する仕組みづくりにも取り組みたいと考えています。

引き続き、小規模な家族農業について、所得と労働力の確保に向けた支援に取り組むとともに、農業共済や収入保険の加入促進を三重県農業共済組合と連携して進めることで営農の継続を図り、地域における農地の保全につなげてまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

いろんな仕組みづくりに取り組んでいただいているというのは分かりましたけれども、大体、兼業農家というのは、先祖から受け継いだ田んぼを守っていくためにやっているということで、利益はあまり考えていないというのが状況でありますけれども、やはりこれ以上リスクを伴うとやめざるを得な

い、そのような状況であると思います。できましたら支援につきましても、コストのかからないような支援をお願いしたいと思います。

私の地元でも農業離れが進み、認定農業者にその農地が集積をされておりますが、全てこの認定農業者が引き受けてくれるとは限っておりません。さらなる米価の下落は一気に生産意欲を後退させて、耕作放棄地の増加にもつながりかねません。

三重県として、家族農業でも低コストで、できればコストがかからずに続けていけるような、さらなる農業支援を御強化いただきたいと思っております。

そして、また、先ほど森野議員からも獣害対策について質問がございました。私のほうにも、中山間地域の農業者からいろんな要望がございます。

この獣害対策として金網の設置を行っているが、イノシシによる金網の倒壊、鹿は金網を飛び越え圃場に侵入するなど、農作物への被害が後を絶たない。現在の金網より高くて強固な防護柵を設置するための助成金の創設をお願いしたい、そのような声が多く届いております。

森野議員の部長の答弁では、引き続き農業者への支援対策を行っていくというような御答弁がございましたが、私のほうからは、さらに防護柵への強化も含めて御支援をお願い申し上げ、この件は終わらせていただきます。

最後に、道路整備の推進についてお伺いいたします。

道路は、地域の産業及び経済、そして、地域住民を支える必要不可欠な社会インフラであり、毎年のように自然災害が発生する本県においては、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築する必要が重要だと思っております。

三重県内において、目に見えて整備が進んでいる幹線道路もありますが、一方で、山間地域は、農村部においては一向に整備が進んでいない、そのようなところもあることから、県内各地で道路整備の推進を望む声があります。

(パネルを示す) 私の松阪市内においても、全長3キロメートル以下の改良区間でも、着工から30年以上たってもいまだ開通されていない幹線道路が

ございます。

これは、津市美杉町杉平と松阪市飯南町上仁柿を結ぶ延長約3キロメートルの国道368号です。平成2年からバイパス工事を進めており、今年で32年目を迎えておりますが、いまだ開通の見通しが立っていないことから、地域の住民からは、いつになったら通れるのかと不安視する声が届いております。

(パネルを示す) これがその国道368号の写真ですが、国土交通省の資料によると、この仁柿峠区間は、三重県内陸部において伊賀地域と松阪地域及び南勢地域を結び、この地域の交流、連帯を支援する上で重要な役割を担う路線ですと記載されております。

その一方で、「F i e l d e r」という雑誌やホームページでは、大型車には絶対通れない三重県の主要国道「酷道368号線」、ドライブするだけで命に危険が迫る国道と紹介されております。

(パネルを示す) また、この県道伊勢松阪線と県道鳥羽松阪線を結ぶ工事区間2.4キロメートルの都市計画道路松阪環状線は、昭和63年の事業着手から34年を迎えております。将来的には国道23号と結ぶ計画もあり、周辺地域からは津波や洪水の避難経路として早期完成が望まれております。

この2路線の現在の整備状況と今後の方向性について、県土整備部長にお伺いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(水野宏治)** 国道368号の仁柿峠バイパス、そして県道松阪環状線の進捗状況及び今後の見通しについて、お答えさせていただきます。

まず、仁柿峠バイパスでございます。この国道368号仁柿峠の区間につきましては、緊急輸送道路であるにもかかわらず、幅員が3メートル程度で車の擦れ違いもできない未改良の道路となっております。

このため、先ほど御紹介がございましたが、平成2年度に未改良の現道をバイパス整備する仁柿峠バイパス約3.9キロメートルを事業化したところでございます。

そして、この事業化から30年以上が経過しておりますが、事業進捗率につ

いて申し上げますと、事業費ベースで約55%、全体で122億円かかるんですけども、そのうちの67億円を、今、執行しているという状況になっておまして、まだ完成していないという状況でございます。地域の方々には、大変お待たせしているところでございます。

そこで、今年度より国土強靱化の予算を活用して、約2倍の予算を確保して事業を加速しているところでございます。

令和2年度以前、5年間、年間で1.5億円の投資をしておりましたが、令和3年度、予算では3億円ということで増額し、さらに先日、補正予算を成立していただきましたけど、そこでも3億円ということで計上させていただきましたところでございます。

県といたしましては、こうした予算を活用して、トンネルだとか、あるいはループ橋など、まだまだ難しい工事も残っておりますが、今後、おおむね10年で完成させることを目標に事業を加速してまいります。

続きまして、松阪環状線でございます。

松阪環状線の下七見町から豊原町の区間2.5キロメートルにつきましては、1.7キロメートルが供用済みでございます。残る0.8キロメートルについて事業を進めているところでございます。

具体的には、この箇所には近鉄の線路を越えるための高架橋を整備する必要があります。現在、設計を行っています。引き続き、鉄道事業者と調整しながら、早期供用を目指してまいります。

さらに、その先の国道23号と接続するまでの区間につきましては、櫛田川を渡る橋梁等を整備する必要があります。この整備については、地元から防災上の不安といったような声もございまして、また、事業主体を含めた整備手法を調整する必要があります。今後、地元丁寧に説明しながら調整を進めてまいります。

いずれにしましても、非常に重要な道路でございますので、早期に実現できるように努めてまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

国道368号においては、122億円のうち67億円が執行済みで、本年度から2倍の予算にさせていただいたという御説明をいただきました。そして、あと10年で完成目標ということでございます。地元の方の話を伺っております、先が全く見えないというような状況でございましたが、10年後にはできるということで、地元の方もこれで一安心されるのではないかな、こんなふうに思っております。

そして、また、松阪環状線におきましても、いろいろと地元のほうから要望があるわけでございますけれども、これも大体、一段落をされるような御答弁をいただきましたので、また、地元のほうに改めて伝えてまいりたい、そんなふうに思います。

先ほど森野議員からも御質問がありましたけれども、同じ国道368号でも伊賀市と名張市を結ぶ区間は4車線化、この松阪市は、鹿とイノシシしか対応できないような狭い道路でございます。土砂崩壊によって、度々通行止めとなりますので、早急に道路の促進をお願いしたいと思います。

そして、また、隣の飯高町でございますけれども、国道166号、もうこれもものり面崩壊によって、通行止めが時々生じております。このようなことから、地元の方は迂回路がないということで、奈良から回って帰られるというお話も伺っております。

現在、工事中の国道166号の推進に加えて、防災時に町が孤立することのないように、道路網の整備をお願い申し上げたいと思います。

このような状況は、県下、各地にあると思っております。どうぞ、まずは安全対策を重視した道路整備の促進をお願い申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明5日及び6日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明5日及び6日は休会とすることに決定いたしました。

3月7日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時20分散会